アイルランド
商標法
2019 年 12 月 2 日までの改正を含む

目次

第 I 部　序及び総則
第 1 条　簡略名称及び施行
第 2 条　解釈
第 3 条　命令，規則及び細則
第 4 条　経費
第 5 条　廃止

第 II 部　商標の登録

序
第 6 条　商標
第 7 条　登録商標

登録拒絶の理由
第 8 条　登録拒絶の絶対的理由
第 9 条　特別に保護される記章
第 10 条　登録拒絶の相対的理由
第10A条　商品又はサービスの一部のみに関する拒絶又は無効の理由
第 11 条　「先の商標」の意味
第 12 条　公正な同時使用の場合の相対的理由の提起

登録商標の効力
第 13 条　登録商標により付与される権利
第13A条　辞書における商標の複製
第 14 条　登録商標の権利侵害
第 15 条　登録商標の効力の制限
第 16 条　登録商標により付与される権利の消尽
第16A条　商標の使用
第 17 条　権利の部分放棄又は限定を条件とする登録

侵害訴訟手続
第 18 条　権利侵害訴訟
第18A条　権利侵害訴訟における抗弁としての不使用
第18B条　侵害訴訟における抗弁としての，後の登録商標所有者による介入権
第 19 条　違反記号抹消等に関する命令

第 20 条　侵害商品，素材又は物品の引渡命令
第 21 条　「侵害商品，素材又は物品」の意味
第 22 条　引渡の救済をすることができなくなる期間
第 23 条　侵害商品，素材又は物品の処分に関する命令
第 24 条　侵害訴訟手続を以てする理由のない脅迫に対する救済
第 25 条　侵害商品，素材又は物品:差押及び調査の権限

財産権の対象としての登録商標
第 26 条　登録商標の性質
第 27 条　商標の共有
第 28 条　登録商標の譲渡等
第 29 条　登録商標に影響を与える取引の登録
第 30 条　信託及び衡平法
第 31 条　財産権の対象としての商標の登録出願

ライセンス許諾
第 32 条　登録商標のライセンス許諾
第 33 条　排他的ライセンス
第 34 条　侵害事件におけるライセンシーの権利に関する一般規定
第 35 条　譲受人の権利と救済を有する排他的ライセンシー
第 36 条　併存権利の行使

登録商標の出願
第 37 条　登録出願
第 38 条　出願日
第39条　商品及びサービスの指定及び分類

優先権
第 40 条　条約出願に基づく優先権主張
第 41 条　他の関連外国出願からの優先権主張

登録手続
第 42 条　出願の審査
第 43 条　公告，異議申立手続及び所見
第43A条　異議申立手続における抗弁としての不使用
第 44 条　出願の取下，限定及び補正
第 45 条　登録
第 46 条　登録:追加規定

登録商標の存続期間，更新及び変更
第 47 条　登録の存続期間

第 48 条　登録の更新
第 49 条　登録商標の変更

放棄，取消及び無効
第 50 条　登録商標の放棄
第 51 条　登録の取消
第 52 条　登録無効の理由
第52A条　無効宣言を求める訴訟における抗弁としての不使用
第 53 条　黙認の効果

団体標章
第 54 条　団体標章

証明標章
第 55 条　証明標章

第 III 部　欧州連合商標及び国際的事項

欧州連合商標
第56条　「欧州連合商標」，「欧州連合商標理事会規則」及び「指令」の意味

マドリッド議定書:国際登録
第 58 条　マドリッド議定書
第 59 条　マドリッド議定書を有効にする規定を定める権限

パリ条約:追加規定
第 60 条　パリ条約
第 61 条　周知商標の保護:第 6 条の 2
第 62 条　同盟国の国の紋章等:第 6 条の 3
第 63 条　国際機関の記章等:第 6 条の 3
第 64 条　パリ条約第 6 条の 3 に基づく通知
第 65 条　代理人又は代表者の行為:第 6 条の 7

第 IV 部　管理規定

登録簿
第 66 条　登録簿
第 67 条　登録簿の更正又は訂正
第 68 条　記載事項の新分類への適合

長官の権限及び義務

第 69 条　様式の使用を求める権限
第 70 条　出願及び登録商標に関する情報
第 71 条　長官による裁量権の行使
第 72 条　費用及び費用のための担保
第 73 条　長官に提出する証拠
第 74 条　公務に関する免責
第 75 条　長官の年次報告書の内容

法的手続及び上訴
第 76 条　有効性の一応の証拠となる登録
第 77 条　争われた登録の有効性についての証明
第 78 条　法廷手続における長官の出廷
第 79 条　長官の決定に対する上訴
第 80 条　長官に対する費用の裁定はない

規則及び手数料
第 81 条　大臣の，規則を作成する権限
第 82 条　手数料

第 V 部　商標代理人
第 83 条　授権された代理人が手続をすることができる
第 84 条　商標代理人の登録簿
第 85 条　登録された商標代理人等のみが実行することができる業務
第 86 条　商標代理人として登録されるための資格
第 87 条　登録簿からの削除
第 88 条　商標代理人登録の停止及び抹消
第 89 条　抹消又は停止の通知:その後の回復
第 90 条　商標代理人に関する規則
第 91 条　秘匿特権付通信

第 VI 部　犯罪
第 92 条　商品に関する商標の不正な応用又は使用
第 93 条　登録簿の虚偽記載等
第 94 条　商標を登録されていると偽って表示すること
第 95 条　パートナーシップ及び法人による犯罪

第 VII 部　雑則及び一般規定
第 97 条　アイルランド記章の許可のない使用
第 98 条　アイルランド原産を示す商標の不正使用
第 99 条　商標の使用の立証責任
第 100 条　経過規定

第 101 条　領海及び大陸棚
第 102 条　既存法の改正及び適用

第 1 附則　団体標章（第 54 条）
第 2 附則　証明標章（第 55 条）
第 3 附則　経過規定（第 100 条）

第Ⅰ部　序及び総則

第1条　簡略名称及び施行

(1) 本法は，1996年商標法として引用することができる。
(2) 本法の規定は，大臣が政令によって指定した日から有効となる。
(3) 別の規定及び別の目的のために，異なる日を指定することもできる。

第2条　解釈

(1) 本法において，文脈上別段の解釈を要する場合を除き，次の解釈を行う。
「1963年法」とは，1963年施行の商標法をいう。
「世界貿易機関を設立する協定」は，第60条に規定された意味を有する。
「裁判所」とは
(a) 申請が関係する訴訟において，損害賠償又はその他の救済額が，契約又は不法行為に関する訴訟について地方裁判所の管轄として法で定められている金額を超えない場合は，地方裁判所，
(b) 申請が関係する訴訟において，損害賠償又はその他の救済額が，契約又は不法行為に関する訴訟について巡回裁判所の管轄として法で定められている金額を超えない場合は，巡回裁判所。
(c) その他の場合は高等裁判所。
「譲渡」とは，関係当事者の行為によりなされた譲渡をいう。
「営業」は，商取引又は専門的職業を含む。
「長官」とは，知的財産長官をいう。
「同盟国」は，第60条に規定された意味を有する。
「指令」は，第56条に規定された意味を有する。
「取締役」とは，事業が構成員により経営管理される法人の構成員をいう。
「先の商標」は，第11条に規定された意味を有する。
「EEA協定」とは，1992年5月2日オポルトにて署名された欧州経済領域の協定であり，その後のすべての補正を含む。
「EEA加盟国」とは，(a)加盟国又は(b)EEA協定に署名した国。
「欧州連合商標」は，第56条に規定された意味を有する。
「欧州連合商標理事会規則」は，第56条に規定された意味を有する。
「排他的ライセンス」及び「排他的ライセンシー」は，第33条に規定された意味を有する。
「侵害訴訟手続」は，登録商標に関し，第20条の規定に基づく手続を含む。
「公報」とは，特許庁公報をいう。
「大臣」とは，企業・雇用大臣をいう。
「庁」とは，アイルランド知的財産庁をいう。
「パリ条約」は，第60条に規定された意味を有する。
「パートナーシップ」は，1890年のパートナーシップ法第1条により規定された意味を有する。
「所定の」とは，裁判所手続に関しては，裁判所規則に定められた事項であり，その他如何なる場合においても，本法又はそれに基づく命令，規則若しくは細則に定められた事項であ

る。
「公告する」とは，公衆の閲覧に供することをいい，公告というときは，
(a) 登録出願に関しては，第 43 条(1)の規定に基づく公告をいい，また
(b) 登録に関しては，第 45 条(4)の規定に基づく公告をいう。
「登録簿」とは，第 V 部の規定を除き，本法に基づいて維持管理される商標登録簿をいう。
「規則」とは，裁判所の規則に関する場合を除き，第 81 条に基づいて大臣により作成された規則をいう。
「アイルランド記章」とは，パリ条約第 6 条の 3 の規定に基づいてそのようなものと認識される記章をいう。
「商取引」は，如何なる営業又は専門的職業も含む。
「商標」は，第 6 条に規定された意味を有する。
(2) 本法において，商標又は商標と同一若しくはそれと類似の又は商標と間違え易い記号の使用(又はその使用の詳細説明)というときは，図的表示によるもの以外の使用(又はその使用の説明)を含む。
(3) 本法において欧州連合の法律的文書というときは，当該法律的文書を改正又は差し替える法律的文書を含む。
(4) 本法において，
(a) ある部又は条というときは，別の法律を意味することが示されていない限り，本法のある部又は条をいう。
(b) ある項又は号というときは，別の規定を意味することが示されていない限り，その言及が生じている規定の項又は号をいう。
(5) 本法において，ある法律というときは，本法も含め，他の法律に基づき改正された当該法律を含む。

第 3 条　命令，規則及び細則
(1) 命令,規則又は細則を制定する権限が本法によって与えられる場合は,そのような命令，規則又は細則は，その権限が関連するすべての事項又は何れか 1 若しくは複数の事項に関連して制定することができ，また，別の分類又は記載に関する事項について，命令，規則又は細則により，別の規定を制定することができる。
(2) (3)に従うことを条件として，本法に基づくすべての命令，規則又は細則は，それが制定され次第直ちに，国会の上下各院に提出されるものとし，また，当該命令，規則又は細則が議会に提出された直後から 21 日以内に上院下院の何れかにおいて当該命令，規則又は細則を無効にする決議が通過した場合は,それに従って当該命令,規則又は細則は無効とされる。ただし，それ以前にそれに基づいてなされた事柄の有効性が損なわれることはない。
(3) 次の場合，すなわち，
(a) 第 57 条又は第 59 条の規定に基づいて細則が制定されることが提案されている場合，又は
(b) 第 60 条の規定に基づいて命令が制定されることが提案されている場合は，(2)は適用されず，当該命令又は細則の草案は国会の上下各院に提出されるものとし，その後，当該命令又は細則は，当該草案を承認する決議が上下各院で通過するまで，制定されない。
(4) 如何なる命令，規則又は細則も本法に基づいて制定され次第直ちに，それらが制定され

た事実及びそれらの写しを入手することができる場所を公示する通知が公報で公表される。
(5) 本法に基づいて命令を制定する如何なる権限も，第 1 条(2)の規定に基づく命令の場合を除き，その権限の行使において制定された命令を改正し又は廃止する権限を含む。

第 4 条　経費

本法の執行において大臣が被る経費は，財務大臣によって承認される範囲内で，議会が交付する資金から支払われる。

第 5 条　廃止

第 100 条の規定に従うことを条件として，1963 年法はここに廃止される。

第 II 部　商標の登録

序

第 6 条　商標

(1) 本法において，「商標」とは，ある事業の商品又はサービスを他の事業のそれらと区別することが可能なものをいう。

(2) (1)の規定を害することなく，商標は，特に，語(個人の名称を含む)，図案，文字，数字，色彩，商品若しくは商品の包装の形状又は音をもって構成することができる。ただし，当該記号が，その所有者に与えられる保護の主題を長官及び公衆が明瞭かつ正確に決定できる形で，登録簿に表示できることを条件とする。

(3) 本法における商標への言及は，文脈上別段の解釈を必要としない限り，第 54 条の規定の意味する範囲内においての団体標章又は第 55 条の規定の意味する範囲内においての証明標章への言及を含む。

第 7 条　登録商標

(1) 登録商標は，本法に基づいて商標の登録により取得された財産権であり，登録商標の所有者は，本法により定められた権利及び救済手段を有する。

(2) 登録されていない商標には,それ自体の侵害の防止又は賠償を請求する裁判手続はない。ただし，本法の如何なる規定も，詐称通用に関する法律に影響を与えるものではない。

登録拒絶の理由

第 8 条　登録拒絶の絶対的理由

(1) 次のものは，商標として登録されない。

(a) 第 6 条(1)の要件を満たさない記号

(b) 識別性を何ら有していない商標

(c) 商品又は提供されるサービスの種類，品質，数量，用途，価額，原産地，生産時期若しくは提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を表すために商取引上役立つことができる記号又は表示のみからなる商標

(d) 商取引上の通用語において若しくは真正でかつ確立した商習慣において常用されるようになっている記号又は表示のみからなる商標

ただし，商標がその登録出願の日前に使用された結果として実質的に識別性を有している場合は，(b)，(c)又は(d)の規定によって登録が拒絶されることはない。

(2) 記号は，それが次のもののみからなる場合は，商標として登録されない。

(a) その商品自体の性質に由来する形状又はその他の特徴,

(b) 技術的成果を得るのに必要な商品の形状又はその他の特徴，又は

(c) その商品に実質的価値を与える形状又はその他の特徴

(3) 商標は，次の場合は，登録されない。

(a) 公の秩序又は一般に容認されている道徳原理に反する場合，又は

(b) 商品又はサービスの性質，品質又は原産地に関して，公衆を欺瞞するような性質のもの

である場合
(4) 商標は，それが下記条件に該当している場合又はその範囲に関しては，登録されない。
(a) その使用がアイルランドにおいて，アイルランドの法律の規定又は規則，欧州連合の規定(原産地名称及び地理的表示の保護に関する規定を含む)又はアイルランド若しくは欧州連合が当事国である原産地名称及び地理的表示を保護する国際協定によって禁止されていること，
(b) その使用がアイルランドにおいて，ワインの伝統的名称の保護について規定する欧州連合の何れかの法律又は欧州連合が当事国である国際協定によって禁止されていること，
(c) その使用がアイルランドにおいて，保証された伝統的特産物の保護について規定する欧州連合の何れかの法律又は欧州連合が当事国である国際協定によって禁止されていること，
(d) その商標が主要部において，アイルランドの法律若しくは欧州連合の制定法又は欧州連合若しくはアイルランドが当事国である国際協定に従って登録された先の植物品種名称によって構成されているか又はその複製であり，それが同一若しくは近接する植物種族に関するものであること，又は
(e) 登録出願が，出願人の不正によってなされていること

第 9 条　特別に保護される記章
(1) アイルランドの記章又はそのような記章と見間違われ易い類似した記章又は図案から成るか又はそれを含む商標は，長官が大臣からその登録について同意を得ていると確信しない限り，登録されない。
(2) 憲法第 7 条に規定されているような，アイルランドの国旗の表示から成るか又はそれを含む商標は，当該商標の使用が誤解を招き又は著しく不快なものとなる可能性があると長官が認めた場合は，登録されない。
(3) 長官は，規則によって要求されている承認を得ない限り，公共機関の紋章，図案又は記章から成るか又はそれを含む商標の登録を拒絶することができる。

第 10 条　登録拒絶の相対的理由
(1) 商標は，それが先の商標と同一であり，かつ，その商標が適用されている商品又はサービスが先の商標で保護されている商品又はサービスと同一である場合は，登録されない。
(2) 商標は，次の理由があるために，公衆に対して混同を与える虞があり，先の商標と後の商標との関連の虞を含んでいる場合は，登録されない。
(a) 商標が，先の商標と同一であり，かつ，先の商標で保護されている商品又はサービスと類似の商品又はサービスに対して登録されようとしていること，又は
(b) 商標が，先の商標と類似であり，かつ，先の商標で保護されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに対して商標が登録されようとしていること
(3) 先の商標と同一若しくは類似である商標は，先の商標がアイルランドにおいて(又は欧州連合商標の場合は欧州連合において)名声を得ていて，かつ，正当な理由なく後の商標を使用することが先の商標の識別性若しくは名声を不当に利用し又はこれに有害となる場合は登録されない。
(3A) (3)は，商標登録の対象である商品又はサービスが先の商標が保護されているものと同一，類似又は類似していないに拘わらず，適用する。

(4) 商標は，それがアイルランドにおける使用を防止されることがありうる場合，その範囲においては登録されないものとし，その条件は次の通りとする。
(a) 商取引において使用される無登録商標その他の記号を保護する法律(特に，偽称通用に関する法律)が存在していること。ただし，無登録商標その他の記号に関する権利が，その商標の登録出願日又はその出願について主張される優先日前に取得されており，かつ，無登録商標その他の記号がその所有者に後続の商標の使用を禁止する権利を与えていること，
(b) 先の権利であって，(1)から(3)まで及び(4)において言及したものでないもの，特に，著作権，登録意匠に関する法律又は名称についての権利，人の肖像に関する権利又は工業所有権に関する他の法律が存在していること，又は
(c) 原産地名称及び地理的表示を保護するための欧州連合の法制又はアイルランドの法律の規定による範囲に該当すること。すなわち，
(i) 商標の登録出願日前に又は優先権が主張されるときは，当該優先日より前に行われた原産地名称又は地理的表示の出願が存在していること，
(ii) 原産地名称又は地理的表示が，関連する法律によって許可された者に後続商標の使用を禁止する権利を与えている範囲に該当すること，及び
(5) (4)にいう法律規則又は先の権利により，ある者が商標の使用を妨げる権限を有することとなる場合は，その者は，本法において商標に関する「先の権利」の所有者として言及される。
(5A) 商標所有者の代理人又は代表者が，所有者の承諾を得ないで，それらの者の名義で商標登録出願をして場合には，その出願は，代理人又は代表者がその手続を正当化しない限り，拒絶される。
(6) 本条の如何なる規定も，先の商標又はその他の先の権利の所有者が当該登録について同意する場合は，商標の登録を妨げるものではない。

第10A条　商品又はサービスの一部のみに関する拒絶又は無効の理由

商標登録についての拒絶理由が，出願された商標に係る商品又はサービスの一部のみに関して存在する場合には，登録の拒絶は，それらの商品又はサービスのみを対象とする。

第 11 条　「先の商標」の意味

(1) 本法において「先の商標」とは次のものをいう。
(a) 登録商標，国際商標，欧州連合商標又は原産地表示若しくは地理的表示であって，(該当する場合)その商標に関して主張されている優先権を考慮して，問題となっている商標の出願日よりも早い出願日を有しているもの
(b) 先に登録された商標又は国際商標からの先順位を有効に主張している共同体商標。これは，先に登録された商標又は国際商標が放棄され又はその失効が認められている場合であっても該当する。又は
(c) 問題となっている商標の登録出願日又は(該当する場合)その出願に関して主張された優先日において，パリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に基づいて周知商標として保護を受ける権限を有していた商標
(2) 本法において先の商標というときは，登録出願がなされ，かつ，それが登録されることを条件として，(1)(a)又は(b)により先の商標となる商標への言及を含む。

(3) (1)(a)又は(b)に規定されている商標の登録が満了となった場合は，長官がその満了直前の2年間にその商標の真正の使用がなかったことを確信しない限り，その満了直後の1年間は後の標章の登録性を決定する際にその商標が継続して考慮される。

第12条　公正な同時使用の場合の相対的理由の提起

(1) 本条は，長官が商標登録出願について次の何れか，
(a) 第10条(1)から(3)までに規定されている条件の何れかを満たした先の商標があること
(b) 第10条(4)に規定されている条件を満たした先の権利があること
を認めるが，出願人が，登録を求める商標の公正な同時使用であることを長官が納得するように示す場合に適用される。
(2) 本条が適用される場合は，長官は，先の商標又は他の先の権利を理由として，先の商標又は他の先の権利の所有者により当該理由についての異論が異議手続において提起されていない限り，当該出願を拒絶してはならない。
(3) 本条の適用上，「公正な同時使用」とは，アイルランドにおいて出願人によるか又はその者の同意による使用であって，先に1963年商標法第20条(2)の適用上の公正な同時使用と同等のものをいう。
(4) 本条における如何なる規定も，次の事項に影響を与えない。
(a) 第8条に記載されている理由による登録の拒絶，又は
(b) 第52条(2)に基づく無効宣言の請求を行うこと

登録商標の効力

第13条　登録商標により付与される権利

(1) 登録商標の出願日又は優先日までに獲得されている所有者の権利を損なうことなく，その登録商標所有者はその商標についての排他的権利を有するものとし，当該権利は，所有者の承諾を得ないでアイルランドで行われる商標の使用によって侵害される。また，第14条において言及する行為がその承諾を得ないで行われた場合には，所有者の権利の侵害となる。
(2) 本法において登録商標の侵害というときは,当該登録商標の所有者の権利の侵害をいう。
(2A) (a) 登録商標の出願日又は優先日までに獲得されている所有者の権利を損なうことなく，登録商標所有者は如何なる第三者も商取引において，商品が市場に放出されることがないにしても，アイルランドに搬入することを防止する権利を有する。ただし，包装を含め，当該商品が第三国から来たものであり，許可を得ないで，その商品に関して，登録商標と同一又はその主要部に関して登録商標と区別することができない商標を，付帯していることを条件とする。
(b) 商標所有者の(a)に規定による権利は，欧州連合(知的財産権に関する税関措置)2013規則(2013年 S.I.No.562)に従って開始された，登録商標が侵害されたか否かを決定する法的手続の間に，貨物の申告人又は所有者によって，登録商標所有者はその商品の最終到着国への搬入を禁止する権利を有さない旨の証拠が提出された場合には，消滅する。
(3) 登録商標の所有者の権利は，(第45条(3)に規定の通り)当該登録商標の登録日から有効となる。
(4) (3)の規定に拘らず，次の通りとする。

(a) 侵害訴訟手続は，当該商標の登録の公告日前には開始することができない。また
(b) 如何なる違反行為も，その日前になされた事柄により第 92 条に基づいて行われたとはみなされない。

第13A条　辞書における商標の複製

印刷又は電子的形態による，辞書，百科事典又はその他の作品に記載されている商標の複製が，その商標の登録対象である商品又はサービスの一般的名称であるとの印象を形成する場合には，それらの文書の発行者は，商標所有者からの請求があったときは，その商標の複製に，遅滞なく及び印刷物の場合には，遅くとも次の版が発行されるときまでに，それが登録商標である旨の表示が添付されるようにしなければならない。

第 14 条　登録商標の権利侵害

(1) 既に登録されている商標の商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して商標と同一の記号を業として使用する者は，当該登録商標を侵害することになる。
(2) 次の理由がある故に，公衆に対して混同を与える虞があり，記号と商標との関連の虞を含んでいる場合は,業としてその記号を使用する者は,その登録商標を侵害することになる。
(a) その記号が当該商標と同一であり，かつ，当該商標が登録されている商品又はサービスと類似の商品又はサービスに関して用いられること，又は
(b) その記号が当該商標と類似であり，かつ，当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して用いられること
(3) 何れかの者が商品又はサービスに関する商取引において，商標と同一又は類似の記号の使用であって，それが商標の登録対象である商品又はサービスと同一又は類似若しくは非類似の商品又はサービスに使用された場合は，同人は登録商標を侵害している。ただし，その商標がアイルランドにおいて名声を有しており，正当な理由のない，その記号の使用がその商標の識別性又は名声を不当に利用している又はそれに害を与えることを条件とする。
(4) 本条の適用上，記号の使用は，例示的には，下記のことを含む。
(a) 商品又はその包装にそれを付すること
(b) その記号の下で，商品を販売する，市場投入する若しくはその目的で保管すること又はその記号の下で，サービスの申出をする若しくはサービスを供給すること
(c) その記号を付して商品を輸入又は輸出すること
(d) その記号を営業用紙又は公告において使用すること
(e) その記号を取引名若しくは会社名又は取引名若しくは会社名の一部として使用すること
(f) その記号を2007年規則「誤認及び比較販売通信」(2007年S.1.No.774)に反する方法で比較広告に使用すること
(4A) 包装，ラベル，タグ，保証又は真正性の特徴若しくはデバイス又は当該商標が付されるその他の手段が商品又はサービスに関して使用され，その使用が第13条(1)及び第14条(4)に基づく商標所有者の権利を侵害する虞がある場合には，その商標所有者は，それが商取引において使用されるときは，下記の行為を禁止する権利を有する。
(a) 商標と同一又は類似している記号を，包装，ラベル，タグ，保証又は真正性の特徴若しくはデバイス又は当該商標が付されるその他の手段に付すること
(b) その記号が付されている包装，ラベル，タグ，保証又は真正性の特徴若しくはデバイス

又は当該商標が付されるその他の手段を，市場に提供若しくは投入又はその目的で保持又は輸入若しくは輸出すること
(5) 商品のラベル付け又は包装のために，商業文書として又は商品又はサービスを広告するために使用すべく素材に登録商標を利用する者は，その者が当該商標を利用したときに，当該商標の利用が当該登録商標の所有者又はライセンシーにより正当に許可されていないことを知っていた又はそれを信じるに足る理由を有していた場合は，当該登録商標を侵害するその素材の使用についての当事者として取り扱われる。
(6) 本条の前記各規定の何れも，何人かが商品又はサービスを登録商標の所有者又はライセンシーの商品又はサービスとして識別する目的で当該登録商標を使用することを妨げるものではない。ただし，工業上又は商業上の公正な慣習に従った使用以外の如何なる当該使用も，正当な理由のない当該使用が登録商標の識別性又は名声を不当に利用し又は有害となる場合は，当該登録商標を侵害するものとみなされる。

第 15 条　登録商標の効力の制限
(1) 登録商標は，他の登録商標が登録されている商品又はサービスに関する当該他の登録商標の使用によっては侵害されない。ただし，第 52 条(6)に従うことを条件とする。
(2) 登録商標は下記の行為によっては侵害されない。
(a) 第三者自身の氏名又は宛先の使用であって，当該第三者が自然人である場合
(b) 記号又は表示の使用であって，それらが識別性を有していないか又は種類，品質，数量，使用目的，価格，原産地，生産物の生産時期若しくはサービスの提供時期又は生産物若しくはサービスの他の特徴に関するものである場合
(c) 商品又はサービスを商標所有者によるものとして特定又は参照するために，商標を使用すること，特に，付属部品又は補充部品として，商品又はサービスについての意図されている目的を示すために必要な場合。ただし，商取引におけるその使用が工業的及び商業的事項に関する誠実な慣習に沿っていることを条件とする。
(3) 登録商標は，特定の地方にのみ通用する先の権利が当該地方において業として使用されることによっては侵害されない。
(4) (3)の規定の適用上，「先の権利」とは，次の事項より先の日から，ある者又は前権利者によって商品又はサービスに関して継続して使用されている未登録の商標又はその他の記号をいう。
(a) 商標所有者又はその前権利者によるその商品又はサービスに関しての当該商標の使用，及び
(b) 商標所有者又はその前権利者の名義によるそれらの商品又はサービスに関しての当該商標の登録
また，先の権利は，特定の地方における使用が何らかの法律の規定，特に詐称通用に関する法律によって保護されている場合はその地方において通用するものとみなす。

第 16 条　登録商標により付与される権利の消尽
(1) 登録商標は，その所有者により又はその同意を得て当該商標の下に欧州経済地域の市場に出されている商品に関して当該商標を使用することによっては侵害されない。
(2) (1)の規定は，当該商標所有者がその商品を更に扱うことに反対する正当な理由がある

場合，特にその商品が市場に出された後にその商品の状態が変更されたか又は損なわれた場合は，適用されない。

第16A条　商標の使用

(1) 登録手続の完了日から5年の期間内に，商標所有者がその商標を，商標の登録対象である商品又はサービスに関してアイルランドにおいて真正の使用をしない場合又は当該使用が継続して5年間停止された場合において不使用についての適切な事由がないときは，その商標は第18A条，第43A条，第51条(1)(a)又は第52A条(3)及び(4)の規定の適用を受ける。

(2) 国際協定に基づいて登録され，アイルランドにおいて効力を有する商標に関しては，(1)にいう5年の期間は次の通りに計算される。

(a) その商標を拒絶すること又はそれに対して異議申立てをすることができなくなった日，又は

(b) 異議申立が提出された場合又は絶対的若しくは相対的理由に基づく異論が通告されたときには，異議申立手続を終結する決定，拒絶についての絶対的又は相対的理由に関する裁定が最終的なものになるか又は異議申立が取り下げられた日

(3) (1)における5年期間の開始日は，登録簿に記録する。

(4) (1)の意味における使用は，次の行為を含む。

(a) 登録された形態での商標の識別性に影響しない要素において異なる形態よって商標を使用すること。使用される商標が所有者の名義で登録されているか否を問わない。

(b) 輸出目的だけのために，アイルランドにおいて，商品又はその包装に商標を付すこと

(5) 所有者の承諾を得ている商標の使用は，所有者による使用を構成するものとみなす。

第 17 条　権利の部分放棄又は限定を条件とする登録

(1) 商標の登録出願人又は登録商標の所有者は，次の事項を行うことができる。

(a) 当該商標の特定の要素を排他的に使用する権利を部分放棄すること，又は

(b) その登録によって付与される権利は特定の領域的又はその他の限定に従うことに同意すること

また，商標の登録が権利の部分放棄又は限定を条件とする場合は，第 13 条の規定により付与される権利は，これに応じて制限される。

(2) 商標登録の出願について，長官が当該商標のある特定の要素の識別性を認めず，かつ，その要素を当該商標に含めることにより当該商標の保護の範囲に関して疑義が生じる虞がある場合は，長官は，当該出願人が長官の指定した期間内に(1)(a)の規定に基づき当該要素に関して権利の部分放棄をすることに同意しない限り，その出願の受理を拒絶することができる。

(3) 権利の部分放棄又は限定の詳細事項は登録簿に登録される。

侵害訴訟手続

第 18 条　権利侵害訴訟

(1) 登録商標が権利侵害される場合は，その商標所有者は侵害訴訟を起こすことができる。

(2) 登録商標の権利侵害訴訟において，その所有者は，他の所有権侵害と同様に損害賠償，

差止命令，利益計算又はその他の方法による救済手段のすべてを利用することができる。

第18A条　侵害訴訟における抗弁としての不使用

(1) 商標所有者は，侵害訴訟を提起したときは，商標所有者の権利が第51条の規定によって取り消されることがない範囲に限り，記号の使用を禁止する権利を有する。

(2) 被告がそのように請求した場合には，商標所有者は侵害訴訟の提起時前の5年の期間における下記事実についての証拠を提出しなければならない。

(a) 商標が，登録の対象であり，訴訟の理由として引用されている商品又はサービスに関して，第16A条に定められている通りの真正の使用がされていたこと，又は

(b) 不使用に対する妥当な理由が存在していること

ただし，上記規定は，登録手続が，訴訟の提起時より5年以上前に完了していることを条件とする。

第18B条　侵害訴訟における抗弁としての，後の登録商標所有者による介入権

(1) 侵害訴訟においては，商標所有者は，後の登録商標が第10条(4)(a)，第10条(4)(b)，第52条(2A)，第53条(1)又は第52A条(3)の規定によって無効が宣言されることにならない場合には，後の登録商標の使用を禁止する権利を有さない。

(2) 侵害訴訟においては，商標所有者は，後の登録商標が欧州連合商標理事会規則の第60条(1)，(3)若しくは(4)，第61条(1)若しくは(2)又は第64条(2)の規定によって無効が宣言されることにならない場合には,後に登録された欧州連合商標の使用を禁止する権利を有さない。

(3) 商標所有者が，(1)又は(2)の規定によって後の登録商標の使用を禁止する権利を有さない場合には，侵害訴訟において，商標所有者が後の商標に対して権利を行使することができな場合でも，後の登録商標の所有者は，先の商標の使用を禁止する権利を有さない。

第 19 条　違反記号抹消等に関する命令

(1) ある者が登録商標を権利侵害していることが発見された場合は，裁判所は，その者に対して次の事項を要求する命令を発することができる。

(a) その者が所有，保管又は管理している侵害商品，素材又は物品から違反記号を抹消し，除去し又は隠蔽すること，又は

(b) その違反記号を抹消し，除去し又は隠蔽することを合理的に実行することができない場合は，問題の侵害商品，素材又は物品の廃棄を保証すること

(2) (1)の規定に基づく命令に応じないか又はそのような命令に応じない可能性があると裁判所が認める場合は，裁判所は，場合により，裁判所が当該記号の抹消，除去若しくは隠蔽又は廃棄について指示することができる者へ，当該侵害商品，素材又は物品を引き渡すよう命令することができる。

第 20 条　侵害商品，素材又は物品の引渡命令

(1) 登録商標の所有者は，ある者が商取引又は他の取引目的(販売又は賃借のための申出又は展示を含む)の過程で所有，保管又は管理している侵害商品，素材又は物品を，自己に又は裁判所が指示することができる他の者に引き渡す命令を発するよう裁判所に請求することができる。

(2) 侵害商品，素材又は物品の引渡のための請求書は，第 22 条に定める期間の満了後に提出してはならない。また，裁判所が第 23 条の規定に基づく命令を発するか又はその命令を発するに足る理由があると裁判所が認めない限り，そのような命令は発せられない。
(3) 本条の規定に基づく命令に従って侵害商品，素材又は物品の引渡を受ける者は，第 23 条に基づく命令が発せられていない場合は，当該条に基づく命令が発せられるまで又はその命令が発せられない旨の決定がなされるまで，それらを保有しなければならない。
(4) 本条の如何なる規定も，裁判所のその他の権限に影響を与えるものではない。

第 21 条　「侵害商品，素材又は物品」の意味

(1) 本法においては，「侵害商品」，「侵害素材」及び「侵害物品」という表現は，ここに定義された意味を有する。
(2) 商品又はそれらの包装に，登録商標と同一又は類似の記号が付され，かつ，次の何れかの場合は，その商品は当該登録商標に関して「侵害商品」とされる。
(a) 当該商品又はその包装に記号を利用することが当該登録商標の侵害となった場合，
(b) 当該商品がアイルランドに輸入されており又は輸入されようとしており，アイルランドにおいて当該商品又はその包装に標章を利用すれば当該登録商標の侵害となる場合，又は
(c) その他当該登録商標を侵害するような方法で当該商品に関し記号が利用されている場合
(3) (2)(b)の如何なる規定も，欧州連合を規制する条約に基づき付与され又は生じた権利により，アイルランドに合法的に輸入された商品に適用されることはない。
(4) 素材に登録商標と同一又は類似の記号が付され，かつ，次の何れかの場合は，その素材は当該登録商標に関して「侵害素材」とされる。
(a) その素材が，登録商標を侵害するような方法で，業務文書として商品のラベル付け若しくは包装のために又は商品若しくはサービスの広告のために使用される場合，
(b) 素材がそのように使用されようとし，その使用が当該登録商標を侵害することとなる場合
(5) 登録商標に関して「侵害物品」とは，次の物品をいう。
(a) 当該商標と同一又は類似の記号の複製を作るために特別に設計され又は適合した物品，及び
(b) ある者が，その物品が侵害商品又は素材を製造するために使用されている又は使用される予定であることを知り又はそのことを信じるに足る理由を有している場合において，その者の所有，保管又は管理下にある物品

第 22 条　引渡の救済をすることができなくなる期間

(1) 本条の規定に従うことを条件として，第 20 条の規定に基づく命令の請求は，次の日から 6 年を経過した後では，提出することができない。
(a) 侵害商品の場合は，当該商標がその商品又は包装に利用された日
(b) 侵害素材の場合は，当該商標がその素材に利用された日，又は
(c) 侵害物品の場合は，それが作成された日
(2) (1)にいう期間の全体又は一部の期間中に，当該登録商標の所有者が，
(a) 行為無能力の状態である場合，又は
(b) 当該商標所有者に命令を請求する権限があるという事実の発見が詐欺行為又は隠蔽行為

によって妨げられている場合は，
請求は，当該商標所有者が行為無能力の状態でなくなった日又は場合により適切な注意をして前記の事実を発見した日から 6 年の期間が満了する前は,何時でも提出することができる。
(3) (2)の規定の適用上，ある者が 1957 年の時効に係る制定法の適用上行為無能力の状態である場合は，その者は行為無能力の状態である。

第 23 条　侵害商品，素材又は物品の処分に関する命令

(1) 侵害商品，素材又は物品が第 20 条の規定に基づく命令に従って引き渡された場合は，次の事項についての請求を裁判所に行うことができる。
(a) それらのものを廃棄し又は裁判所が適当と認める者に没収すべき旨の命令，又は
(b) そのような命令を発するべきでない旨の決定
(2) 裁判所は，(必要な場合)如何なる命令がなされるべきであるかを考慮するにあたり，当該登録商標の侵害訴訟において受けることのできる他の救済が，その商標所有者及びライセンシーの利益を補償し,かつ,保護するために十分であるか否かを考慮しなければならない。
(3) 裁判所の規則により，商品，素材又は物品について利害関係を有する者への通知の送達に関する規定を定めることができ，その者は，次の権利を有する。
(a) 通知が送達されていたか否かに拘らず,本条に基づく命令を求める手続に参加すること，及び
(b) 参加していたか否かに拘らず，発せられた命令に対し上訴すること
また，裁判所が別段の指示を出さない限り，命令は，上訴の通知を行うことができる期間の終了まで又はその期間の終了前に上訴の通知が正式に行われた場合は上訴に関する手続の最終決定又は放棄まで，効力を生じない。
(4) 商品，素材又は物品に利害関係のある者が 2 以上いる場合は，裁判所は，自らが公正と認める命令を発する。
(5) 本条の規定に基づく命令を発するべきでないと裁判所が決定する場合は，引渡前に当該商品，素材又は物品を所有，保管又は管理していた者は，それらの返還を受ける権利を有する。
(6) 本条の規定において，商品，素材又は物品について利害関係を有する者というときは，2000 年の著作権・隣接権法第 145 条及び第 264 条に基づき有利な命令を受けることができる何人も含む。

第 24 条　侵害訴訟手続を以てする理由のない脅迫に対する救済

(1) 次に関する以外の事項について登録商標の侵害訴訟手続をとると他人を脅迫する場合は，被害者は，本条の規定に基づき救済を求める請求を裁判所に行うことができる。
(a) 商品に対する当該商標の利用
(b) 当該商標が利用されている商品の輸入，又は
(2) (1)にいう請求をすることができる救済とは，次の何れかである。
(a) その脅迫が不当である旨の宣言
(b) その脅迫の継続の差止命令
(c) その脅迫によって被った損失に関する損害賠償
(3) 侵害訴訟手続をとると脅迫された対象の行為が関係登録商標の侵害を構成する(又は行

われた場合は構成するであろう)ことを被告が証明しない限り，原告は，(2)にいう救済を受ける権利を有する。
(4) (3)の規定に拘らず，商標の登録が無効であるか又は該当事項について無効とされる可能性があることを原告が証明する場合は，原告は，(2)にいう救済を受ける権利を有する。
(5) 商標が登録されている旨の通知又は登録出願がなされている旨の通知それ自体は，本条の適用上侵害訴訟手続の脅迫とはならない。

第 25 条　侵害商品，素材又は物品:差押及び調査の権限

(1) 侵害商品，素材又は物品が，商取引又は他の取引目的(販売のための申出又は展示を含む)の過程で，ある者の所有，保管又は管理の下にあることを信じるに足る正当な理由があると地方裁判所が認めた場合は，地方裁判所は，当該商品，素材又は物品を，令状なしに押収し，かつ，それらを地方裁判所に持ち込むことを国家警察(Garda Siochana)構成員に，命令をもって認めることができる。
(2) 侵害商品，素材又は物品が，商取引又は他の取引目的の過程で，何れかの施設又は場所にあることを疑う正当な理由があると，地方裁判所の判事が宣誓された情報により認める場合は，当該判事は，国家警察構成員に捜索令状を交付し，その者が他の構成員又はその者が適切と考えるその他の者と共に,令状交付日若しくは請求があるときは令状作成日から 28 日以内のいつでも，必要な場合は合理的な武力を以って令状に指定された施設又は場所の立入調査をし，かつ，次の行為のすべて又は何れかをする許可を与えることができる。
(a) 当該商品，素材又は物品を差し押さえること
(b) 登録商標の侵害又は登録商標の侵害の可能性に係る目録を作成し又は他の証拠を用意すること
(c) 現地で発見される物であって，本法に基づく違反に関し訴訟が提起された場合その訴訟において証拠として使用されることを要すると構成員が合理的理由に基づいて判断するものを差し押さえること
(d) 登録商標の侵害又は登録商標の侵害の可能性に係る目録を作成し又は他の証拠を用意すること
(2A) 本条に基づき交付される令状は，登録所有者又はその指定代理人を含む複数の者に対し，国家警察の構成員が令状を執行し又は目録若しくは証拠を整えるに際し，構成員に随伴し又は援助することを許可する。
(3) (1)又は(2)に基づき当該裁判所に持ち込まれた商品，素材又は物品が侵害商品，素材又は物品であることを示す当該地方裁判所へ出された証拠に基づき，当該裁判所は次の命令を出すことができる。
(a) それらのものを関係する当該登録商標の所有者へ引き渡す旨の命令
(b) それらのものを廃棄し又は当該裁判所が適切と認める者に没収させる旨の命令，又は
(c) 当該裁判所が適切と認める方法で，それらのものを処分する旨の命令
(4) 本条の規定に基づく裁判所の権限は，当該商品，素材又は物品が現に存在し又は場合により関係する施設又は場所が所在する地方の地方裁判所の判事が行使する。

財産権の対象としての登録商標

第 26 条　登録商標の性質

登録商標は動産である。

第 27 条　商標の共有

(1) 1 の商標に利害を有する 2 以上の者が，次に該当する使用を除き，それらの内の何人も，本人とその他の 1 又は複数の者との間でそれを使用する権限を有していない関係にある場合は，それらの者は，当該商標の共有者として登録することができる。

(a) 両者又はそれらの者全員による使用，又は

(b) 両者又はそれらの者全員が業として関係している物品に関しての使用

(2) (1)に規定される場合を除き，本法の如何なる規定も，商標を個別に使用しているか又は使用しようとする 2 以上の者を商標の共有者として登録することを許容しない。

(3) (4)に従うことを条件として，(1)に従って 2 以上の者が 1 の商標の共有者として登録される場合は,本法は,それら全員に付与された当該商標を使用する如何なる権利に関しても，当該権利が単一の者に付与されたものとしての効力を有する。

(4) 1 の商標の共有者(本項において「共有者」という)として登録される何人の権利も，次の場合の商品又はサービスについて物質的又は他の関係で当該商標を使用する他の共有者により侵害されるものとみなされる。

(a) 当該商標がそのように登録される商品又はサービスに関しての場合，ただし

(b) 当該共有者の両者又は全員が業として関係していない商品又はサービスの場合

第 28 条　登録商標の譲渡等

(1) 登録商標は，譲渡，遺言による贈与又は法律の作用により他の動産と同様に移転することができ，また，事業の営業権と共に又はこれとは別個に移転することができる。

(1A) 事業全体の移転は商標の移転を含むものとするが，それに反する合意がある場合又は諸事情が明らかにそれと異なることを指示している場合は，この限りでない。

(1B) (1A)は，事業を移転する契約上の義務に適用する。

(2) 登録商標の譲渡又はその他の移転は，部分的に，すなわち，次の何れかに適用するように制限することができる。

(a) 当該商標が登録されている商品又はサービスの全部ではなく一部に関して，又は

(b) 当該商標の，特定の態様又は特定の地方における使用について

(3) 登録商標の譲渡又は登録商標に関する継承財産付与証書は，それが譲渡人若しくはその代理人又は場合により代理人が署名した文書によるものでない限り,効力を有さない。また，この要件は，当該譲渡人又は代理人が法人である場合は，その印章を押捺することにより満たされる。

(4) (1)から(3)までの規定は，その他の譲渡に関して行われるのと同様の担保の方法による譲渡に適用される。

(5) 登録商標は，他の動産と同様に，担保権の対象となる。

(6) 本法の如何なる規定も，事業の営業権の一部として行われる未登録の商標の譲渡又はその他の移転に影響を及ぼすものと解してはならない。

第 29 条　登録商標に影響を及ぼす取引の登録

(1) 次の者によって所定の様式で長官に請求が行われた場合，取引の詳細事項は，所定の様式で登録簿に記入される。

(a) 登録可能な取引により登録商標に係る若しくは基づく利害を有することを主張する者，又は

(b) そのような取引により影響を受けることを主張する者

(2) 次の事項は，本法の適用上登録可能な取引である。

(a) 登録商標又はこれに係る権利の譲渡

(b) 登録商標に基づくライセンスの付与又は譲渡

(c) 登録商標又はこれに係る若しくは基づく権利に関する約定担保権(固定か流動かを問わない)の設定

(ca) 法の作用から生じる事項であって，登録商標の所有権に影響を及ぼすもの

(d) 登録商標又はこれに係る若しくは基づく権利に関連する代理人による継承財産付与証書の作成，及び

(e) 登録商標又はこれに係る若しくは基づく権利の裁判所又は所轄当局による移転命令

(3) (1)に従って登録可能な取引の詳細事項の登録簿への記入を求める請求がなされるまでは，当該取引は，それを知らないで登録商標について又はそれに基づいて相反する利益を取得した者に対しては効力を有さない。

(4) ある者が登録可能な取引により登録商標の所有者又はライセンシーとなる場合で,かつ,

(a) 登録可能な取引の日以降，及び

(b) (1)に従って登録可能な取引の詳細事項の登録簿への記入を求める請求がなされていない時点で,

商標が侵害された場合，裁判所は，次のいずれかに該当しない限り，かかる商標の侵害に関する手続におけるその費用を当該者に裁定してはならない。

(i) 登録可能な取引の詳細事項の登録を求める請求が，当該取引日から 6 月以内になされた場合，又は

(ii) 裁判所が，そのような請求を(i)にいう期間に行うことが実行不可能であり，かつ，その請求が当該期間の満了後可及的速やかに行われたと認める場合

(5) 本条の規定により登録簿に記入された登録可能な取引の詳細事項の訂正又は削除について，規則により規定を定めることができる。

第 30 条　信託及び衡平法

(1) 信託(明示か,黙示か又は擬制かを問わない)の通知は,登録簿には記入されない。また,長官は，そのような通知により影響を受けない。

(2) 本法の規定に従うことを条件として，登録商標に関する衡平法は，他の動産に関するのと同様な方法で施行することができる。

第 31 条　財産権の対象としての商標の登録出願

(1) 第 26 条から第 30 条まで及び第 32 条から第 35 条までの規定は，必要な修正を加えて，登録商標に関して適用されるのと同様に商標登録出願に関して適用される。

(2) 商標登録出願に影響を与える取引に関して適用される第 29 条の規定において，詳細事項の登録簿への記入及び詳細事項の登録請求は，長官に対しこれらの詳細事項を通知するものと解する。
(3) (2)にいう通知に続く手続は，規則により規定を定めることができる。

ライセンス許諾

第 32 条　登録商標のライセンス許諾
(1) 登録商標のライセンスは，包括的又は限定的とすることができる。
(2) 限定的ライセンスは，特に，次の場合に適用される。
(a) 当該商標が登録されている商品又はサービスについての全部でなく一部に関しての場合，又は
(b) 特定の態様で又は特定の地方における当該商標の使用の場合
(3) ライセンスは，許諾者により又はその代理人により署名された書面によるものでない限り効力を有さないものとし，この要件は，当該許諾者が法人である場合は，その印章を押捺することにより満たされる。
(4) ライセンスに別段の規定がない限り，当該ライセンスは，その許諾者の権利の承継人を拘束する。また，本法において，登録商標の所有者の同意を得て又は得ないで行うというときは，それに応じて解釈される。
(5) 当該ライセンスがその旨規定する場合は，サブライセンスがライセンシーによって付与できる。また，本法において，ライセンス又はライセンシーというときは，サブライセンス又はサブライセンシーを含む。

第 33 条　排他的ライセンス
(1) 本法において「排他的ライセンス」とは，ライセンサーを含む他のすべての者を排除して，ライセンスにより認められる態様で登録商標を使用する権利をライセンシーに認めるライセンス(包括的か限定的かを問わない)をいう。また，「排他的ライセンシー」という表現は，それに応じて解釈される。
(2) 排他的ライセンシーは，ライセンスにより拘束される権限の承継人に対し，当該ライセンスを許諾した者に対して自己が有しているのと同じ権利を有する。

第 34 条　侵害事件におけるライセンシーの権利に関する一般規定
(1) 本条の規定は，第 35 条(2)の規定により，当該ライセンシーが自己の名義で訴訟手続を行う権利を有する場合又はその範囲までを除き，登録商標の侵害に関するライセンシーの権利について効力を有する。
(2) ライセンシーは，当該ライセンス又は自己の利益が由来している何らかのライセンスにおいて別段の定めがない限り，自己の利益に影響を及ぼす事項についての侵害訴訟手続を提起するよう当該登録商標の所有者に対して要求する権利を有する。
(3) ライセンス又はライセンス許諾契約を損なうことなく，ライセンシーは，商標所有者が同意するときに限り，商標の侵害に対する訴訟を提起することができる。
(4) 侵害訴訟が(3)の規定に基づいてライセンシーによって提起さる場合には，商標所有者

が原告として参加するか又は被告として追加される場合を除き，裁判所の許可を得ないではその手続を進めることができない。
(4A) ライセンシーは，同人が被った損害に対する補償を取得するために，商標所有者によって提起された侵害訴訟に参加する権利を有する。
(5) (4)にいう被告として加えられる商標所有者は，自己が当該訴訟手続に参加しない限り，当該訴訟における費用を負担する責任を負わない。
(6) 登録商標の所有者によって提起された侵害訴訟において，裁判所は，ライセンシーが被った又は被る虞のある損害を斟酌する。また，裁判所は，原告がライセンシーのために獲得すべき金銭的救済の額の範囲について裁判所が適当と認める指示を与えることができる。
(7) 本条の規定は，排他的ライセンシーが，第 35 条(1)により，自己が当該登録商標の所有者であるのと同様に譲受人の権利と救済を有する場合又はその範囲内において，排他的ライセンシーに適用される。

第 35 条　譲受人の権利と救済を有する排他的ライセンシー
(1) 排他的ライセンスには，そのライセンシーが，当該ライセンスによって定めることができる範囲内において，ライセンスの後に生じる問題について当該ライセンスが譲渡であるのと同じ権利と救済を有することを定めることができる。
(2) (1)にいう規定が定められ又はその範囲内において，ライセンシーは，ライセンスの規定及び本条の以下の規定に従うことを条件として，当該商標所有者以外の者に対しても，自己の名義で侵害訴訟手続を提起する権利を有する。
(2A) 排他的ライセンスの所有者は，商標所有者が正式通告を受けた後，適当な期間に侵害訴訟を提起しない場合は，侵害訴訟を提起することができる。
(3) 排他的ライセンシーのこのような権利及び救済は，当該登録商標の所有者の権利及び救済と併存する。侵害に関する本法の規定において，登録商標の所有者というときは，それに応じて解釈される。
(4) 本条の規定により，排他的ライセンシーによって提起された訴訟において，被告は，当該登録商標の所有者が訴訟を提起した場合に利用することができる如何なる防御手段も自身で利用することができる。

第 36 条　併存権利の行使
(1) 商標所有者又は排他的ライセンシーによって提起された登録商標の侵害訴訟手続が，当該人が併存的訴権を有する侵害と(全部又は一部)関係する場合は，商標所有者又は場合により排他的ライセンシーは，何れか他方の者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り，裁判所の許可なく訴訟を進めることができない。ただし，この規定は，商標所有者又は排他的ライセンシーの何れか一方のみの請求に基づく仮の救済を認めることに影響を及ぼすものではない。
(2) (1)にいう被告として加えられる者は，自己が当該手続訴訟に参加しない限り，当該訴訟における費用を負担する責任を負わない。
(3) 登録商標の侵害訴訟が提起され，それが商標所有者又は排他的ライセンシーが併存的訴権を有する又は有していた侵害と(全部又は一部)関係している場合は，次のとおりとする。
(a) 裁判所は，損害額の算定にあたって次の事項を斟酌する。

(i) ライセンスの条件，及び
(ii) 侵害に関し商標所有者若しくは排他的ライセンシーの何れかに既に裁定された金銭的救済又は利用可能な金銭的救済
(b) 損害額の裁定が行われているか又は利益計算が指示されているときは，当該侵害について商標所有者又は排他的ライセンシーの何れか他方に有利な利益計算は指示されない。また
(c) 裁判所は，利益計算を指示するときは，商標所有者又は排他的ライセンシー間の取決に従うことを条件として，裁判所が適正と認める割合に応じて利益を両者間に配分する。
(4) (3)の規定は，商標所有者又は排他的ライセンシーの双方が当該訴訟の当事者であるか否かに拘らず，適用される。また，双方が当事者でない場合は，裁判所は，訴訟手続の当事者が，他方当事者のために確保すべき金銭的救済の額の範囲について裁判所が適当と認める指示を与えることができる。
(5) 登録商標の所有者は，第 20 条の規定に基づく命令を請求する前に，併存的訴権を有する排他的ライセンシーに通知する。また，裁判所は，そのライセンスの条件を考慮した上で，当該ライセンシーの請求に基づき，裁判所が適切と認めるような当該条に基づく命令を出すことができる。
(6) 本条の規定は，排他的ライセンシーと商標所有者との間に別段の取決がある場合はそれに従うことを条件として効力を有する。

登録商標の出願

第 37 条　登録出願
(1) 商標の登録出願は，所定の様式に所定の情報を含めて，長官に対して行う。
(2) 当該出願は，出願人により又はその同意を得て，当該出願に指定されている商品又はサービスについて当該商標が使用されていること又は当該出願人がそのように使用する誠意の意思を有していることを陳述しなければならない。
(3) 当該出願は，適正な出願手数料の納付を条件とする。

第 38 条　出願日
(1) 商標登録出願の出願日は，当該出願人により所定の書類が長官に提出された日とする。また，その書類が異なる複数の日に提出された場合は，出願日はそれらの最後の日とする。
(2) 本法において，登録の出願日というときは，その出願の提出日をいう。

第39条　商品及びサービスの指定及び分類
(1) 商品及びサービスは，標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定(以下，「ニース分類」という。)に従って商標登録のために分類しなければならない。
(2) 保護の対象とする商品及びサービスは，出願人によって，十分に明瞭かつ正確に特定されるものとし，それのみを基礎として，長官及び公衆が求められる保護の範囲を決定できるものでなければならない。
(3) (2)の目的上，ニース協定の区分の見出し含まれている一般的表示又は他の一般的用語を使用することができるが，ただし，それらが，本条にいう明瞭性及び正確性に関する基準

要件に従っていることを条件とする。
(4) 長官は，表示又は用語が不明瞭又は不正確である出願を，長官がそのために指定した期間内に出願人が受諾可能な文言を提案しない場合には，拒絶する。
(5) ニース協定の区分見出しに関する一般的表示を含む一般的用語の使用は，
(a) その表示又は用語の字義的意味に全ての商品又はサービスを明瞭に含んでいると解釈されるものとし，また
(b) そのようには理解されない商品又はサービスについての主張とは解釈されない。
(6) 出願人が2以上のクラスについて登録を請求する場合には，
(a) その商品及びサービスをニース分類の類に従ってグループ化し，
(b) 個々のグループの冒頭に，そのグループの商品又はサービスが属する類の番号を記入し，かつ，
(c) それらを類の順に提示しなければならない。
(7) 商品及びサービスは，次のようにはみなさない。
(a) それらがニース分類の同一の類に記載されているということを理由として，相互に類似している旨，又は
(b) ニース分類の異なる類に記載されていることを理由として，相互に類似していない旨，
(8) 商品又はサービスが属する類に関して生じる疑問は，長官が決定するものとし，その決定を最終的なものとする。

優先権

第 40 条　条約出願に基づく優先権主張
(1) 同盟国において商標の保護のため正規に出願(本法において「条約出願」という)をした者又はその権限承継人は，当該最初の条約出願の出願日から 6 月間，同一の商品又はサービスの一部又は全部について同一の商標を本法に基づき登録するための優先権を有する。
(2) 本法に基づく当該登録出願が(1)に定める期間内になされた場合は，次のとおりとする。
(a) 何れの権利が先であるかを確定するための基準日は，最初の条約出願の出願日とする。また
(b) 当該商標の登録可能性は，当該基準日と本法に基づく出願の出願日との間のアイルランドにおける当該商標の使用によっては，影響を受けない。
(3) 同盟国において，国内法又は国際協定に基づき正規の国内出願とされるすべての出願は，優先権を生じさせるものとして取り扱われる。また，このため「正規の国内出願」とは，当該出願の結果の如何を問わず，当該国に出願をした日付を確定するために適するすべての出願をいう。
(4) 最初の条約出願と同じ主題について同じ同盟国においてなされた後の出願は，当該後の出願時において，次に該当する場合は，最初の条約出願(その出願日が優先権期間の初日である)とみなされる。
(a) 先の出願が，公衆の閲覧に付されず，かつ，如何なる権利も存続させないで取り下げられ，放棄され又は拒絶された場合，及び
(b) 先の出願が，未だ優先権主張の基礎とされていない場合
また，このような場合において，当該先の出願は，これ以後，優先権主張の基礎とすること

ができない。
(5) 条約出願を基礎として優先権を主張する方法については，規則により規定を定めることができる。
(6) 条約出願の結果として生じる優先権は，出願と共に又は出願とは別個に譲渡又は移転することができる。また，(1)の規定において，権限承継人というときは，それに応じて解する。

第 41 条　他の関連外国出願からの優先権主張
(1) 本条の規定は，アイルランドが商標の相互保護に関する国際条約，協定，取決又は合意を締結している国又は地域に適用される。
(2) 政府は命令により，本条が適用される国又は地域において正規に商標の保護のための出願をなした者又はその者の権限承継人に対し，当該出願の出願日から特定の期間，同一の商品又はサービスの一部又は全部について本法に基づいて同一の商標を登録する目的で，優先権を付与するための規定を定めることができる。
(3) 本条の規定が適用される国又は地域に関して，本条の規定に基づく命令により，同盟国に関する第 40 条により制定されている規定に相応する規定又は政府にとって適正であると認められる規定を定めることができる。

登録手続

第 42 条　出願の審査
(1) 長官は，商標の登録出願が本法の要件(規則によって課される要件を含む)を満たしているか否かについて審査する。また，本条において，それらの要件は，「登録要件」という。
(2) 長官は，登録要件が満たされていないと認める場合は，出願人にその旨を通知し，かつ，長官が指定する期間内に説明又は出願の補正を行う機会を与える。
(3) 出願人が登録要件を満たしていることを長官に認めさせることができない場合，要件を満たすように補正することができない場合又は指定された期間の終了までに応答することができない場合は，長官は，その出願を受理することを拒絶する。
(4) 長官は，登録要件が満たされているものと認める場合は，その出願を受理する。

第 43 条　公告，異議申立手続及び所見
(1) 登録出願が受理された場合は，長官は，公報においてその出願を公告させる。
(2) 何人も，公報での当該出願の公告の日から所定の期間内に，長官にその登録に対して第 10 条の事由により異議申立の通知を行うことができる。また，この通知は，所定の方式の書面により行うものとし，異議申立の理由の陳述を含む。
(2A) (a) (2)による異議申立通知は，1又は2以上の先の商標又は先の権利を基にして提出することができるが，それらの全てが同一の所有者に属していることを条件とする。
(b) 1又は2以上の先の商標又は先の権利を基にする異議申立通知は，先の権利による保護又は出願の対象である商品又はサービスの一部又は全部を基礎とすることができ，また，当該商標出願に係る商品又はサービスの一部又は全部を対象とすることができる。
(2B) 異議申立手続開始後の如何なる段階においても，当事者たちが共同で請求をしたときは，それらの者は，異議申立人及び出願人の間での友好的解決の可能性を許容するために，

請求日から最低2月の期間についての手続の停止を認められる。
(3) 出願が公報に公告された場合には，自然人若しくは法人又は製造業者，生産者，サービスの供給者，取引業者若しくは消費者を代表する団体若しくは機関は，商標登録前の如何なるときにも，その商標が登録されるべきではないという理由を説明する意見書を提出することができ，長官は出願人に当該意見について通知する。
(4) (3)に基づいて意見書を提出する人及び団体又は機関は，出願手続の当事者ではない。

第43A条　異議申立手続における抗弁としての不使用
(1) 第43条(2)の規定による異議申立手続に関し，後の商標の出願日又は優先日時点で，先の商標が第16A条に定められている真正の使用がされるべきであった5年の期間が満了している場合には，出願人の請求があったときは，異議申立通知を提出した先の商標所有者は，下記の証拠を提出しなければならない。
(a) 先の商標は，後の商標の出願日又は優先日に先行する5年の期間において，真正の使用がされていたこと，又は
(b) 不使用に関する適切な理由が存在していたこと
(2) (1)にいう証拠が提出されない場合には，異議申立は拒絶される。
(3) 先の商標が登録の対象である商品又はサービスの一部に限定して使用されていた場合には，(1)に定めた異議申立の審査のためには，登録は，商品又はサービスの当該範囲を対象としていたものとみなす。
(4) (1)，(2)及び(3)は，先の商標が欧州連合商標である場合にも適用するものとし，欧州連合商標の真正使用は欧州連合商標理事会規則第 18 条に従って決定される。

第 44 条　出願の取下，限定及び補正
(1) 出願人は何時でも，書面による通知により，自己の出願を取り下げ又はその出願で指定された商品又はサービスを限定することができる。また，その出願が公報に公告されている場合は，取下又は限定も公報に公告される。
(2) (1)に述べる取下は，その取下の通知の日から 3 月の後は撤回することができない。
(3) (1)の規定以外の場合においては，出願人の請求により，補正が当該商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない限り又は当該出願で指定された商品又はサービスの範囲を拡大しない限り，出願を補正することができ，また特に，(この制限に従うことを条件として)次の事項を訂正する補正を行うことができる。
(a) 出願人の名称又は住所
(b) 語句又は写しの誤り，又は
(c) 明らかな過誤
(4) 商標の表示又は当該出願で指定された商品又はサービスの表示に影響を及ぼす補正の公告に関し及びそれによって影響を受けると主張する者が不服申立をすることに関しては，規則により規定を定める。

第 45 条　登録
(1) 出願が受理され，かつ，次の場合は，長官は，当該出願を受理した後に知るに至った事情により，その出願が間違って受理されたものと認めない限り，当該商標を登録する。

(a) 第 43 条(2)に規定する期間内に異議申立の通知がなされていない場合，又は
(b) すべての異議申立手続が取り下げられ又は当該出願人の有利に決定されている場合
(2) 商標は,所定の期限内に所定の登録料が納付されない限り登録されないものとし,また,所定の期限内に登録料が納付されない場合は,その出願は取り下げられたものとみなされる。
(3) 商標が登録されたときは，登録出願の出願日に登録されたものとする。また，本法の適用上，その日が登録日とみなされる。
(4) 商標の登録に基づき，長官は，当該登録を公報に公告し，かつ，当該出願人に登録証を交付する。
(5) 当該登録手続は，(4)の規定に基づく公告の日に完了したものとみなされる。また，その日が登録簿に記入される。

第 46 条　登録:追加規定
(1) 次の事項に関しては，規則により規定を定めることができる。
(a) 単一の商標登録出願を分割及び登録商標を分割して，原出願と同じ出願日を有する複数の出願又は登録に分割すること
(b) 別個の出願又は登録を併合すること，及び
(c) 連続商標を 1 の登録にまとめて登録すること
(2) 「連続商標」とは，それらの本質的特徴が互いに類似しており，かつ，商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない，識別性のない事項のみが相違している複数の商標をいう。

登録商標の存続期間，更新及び変更

第 47 条　登録の存続期間
(1) 商標は，登録日から 10 年間登録される。
(2) 登録は,第 48 条の規定に従って,更に 10 年の期間を単位として更新することができる。

第 48 条　登録の更新
(1) 商標の登録は，所定の更新手数料の納付を条件として，その商標所有者の請求により更新することができる。
(1A) 登録商標の対象である商品又はサービスの一部のみに関して請求が提出された又は手数料が納付された場合には,登録はそれらの商品又はサービスのみを対象として更新される。
(2) 登録の期間満了前に，長官が満了日及び当該登録を更新する方法を当該登録商標の所有者に通知することに関し，規則により規定を定めることができる。
(3) (4)の規定に従うことを条件として，更新の請求及び更新手数料の納付は，登録の満了前にしなければならない。
(4) (3)の規定が満たされていない場合は，更に所定の追加期間(6 月を超えない)内に更新を請求し当該手数料を納付することができる。この場合は，当該期間内に所定の追加更新手数料も納付しなければならない。
(5) 更新の期間は，その前の登録の期間満了から有効である。
(6) 前記の規定に従って登録が更新されない場合は，長官は，当該商標を登録簿から抹消する。ただし，所定の要件がある場合はその要件に従うことを条件として，登録簿から抹消さ

れた商標の登録を回復することに関し，規則により規定を定めることができる。
(7) 商標の登録の更新，抹消若しくは回復は，公報に公告される。

第 49 条　登録商標の変更
(1) 登録商標の所有者は，商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない方法で商標の追加若しくは変更することの許可を長官に所定の様式で請求することができる。また，長官は，自己が適切と認める条件に基づき，かつ，そのような制限に従うことを条件として，その許可を拒絶することができる。
(2) 長官がそうすることが望ましいと認める場合は，長官は，(1)の規定に基づく請求を公報に公告させることができる。
(3) ある者が，(2)の規定に基づく請求の公告日から所定の期間内に，当該請求に対する異議申立を所定の様式で長官に通知する場合は，長官は，その両当事者を聴聞した後，本件を決定する。
(4) (1)にいう許可が付与され，かつ，当該商標がその変更された形で(2)に基づく公告が未だなされていない場合は，当該商標は，その変更された形で公報に公告される。

放棄，取消及び無効

第 50 条　登録商標の放棄
(1) 登録商標の所有者は，商標が登録されている商品又はサービスの一部又は全部について当該商標を放棄することができる。
(2) 次の事項に関し，規則により規定を定めることができる。
(a) 放棄の方法及びその効果，及び
(b) 当該登録商標における権利を有する他の者の利益を保護すること

第 51 条　登録の取消
(1) 商標の登録は，次の何れかの理由により取り消すことができる。
(a) 当該商標が，登録の公告日から 5 年の期間内に，その所有者又はその同意により，その登録商標が登録されている商品又はサービスについてアイルランドにおいて真正に使用されておらず，かつ，その不使用について正当な理由がないこと
(b) そのような使用が継続して 5 年中断されており，かつ，その不使用について正当な理由がないこと
(c) 商標所有者の作為又は無為の結果，当該登録商標が，その登録の対象である製品又はサービスの取引において普通名称となっていること
(d) 当該商標が，その登録の対象である商品又はサービスについて，その所有者又はその同意により使用された結果，特にそれらの商品又はサービスの性質，品質又は原産地に関して公衆を誤解させる虞があること
(2) (1)の適用上，商標の使用は，登録されている形態におけるその標章の識別性を変更しない要素において異なる形態での使用を含み，使用された形態での商標もその所有者の名義で登録されているか否かを問わないものとし，また，アイルランドにおける使用は，輸出目的だけで，商品又は商品の包装に商標を添付することを含む。

(3) (1)(a)又は(b)にいう使用が，5 年の期間の満了後であって取消の請求がなされる前に開始又は再開される場合は，商標の登録は，(1)(a)又は(b)に述べる理由によっては取り消されない。ただし，この適用上，5 年の期間満了後であって取消請求がなされる前の 3 月以内における使用の開始又は再開は，その請求がなされる可能性のあることを当該商標所有者が知る前に，その開始又は再開のための準備が始まっていない限り，無視される。
(4) 取消の請求は何人もすることができ，次の場合を除き，長官又は高等裁判所の何れに対してもすることができる。
(a) 当該商標に関する手続が高等裁判所に係属している場合は，請求は高等裁判所に対してしなければならない。また
(b) その他の場合において，請求が長官に対してなされる場合は，長官は，その手続の何れの段階においても，その請求を高等裁判所に付託することができる。
(5) 商標が登録されている商品又はサービスの一部について取消の理由が存在する場合は，取消は，その商品又はサービスのみに関係する。
(6) 商標の登録が何れかの範囲について取り消される場合は，当該商標所有者の権利は，その範囲について次の日から停止されるものとみなされる。
(a) 取消請求の日，又は
(b) 長官又は高等裁判所が取消の理由がより先の日に存在したものと認めた場合は，その日
(7) 商標の取消は登録簿に記入され，長官は商標の当該取消を公報に公告する。

第 52 条　登録無効の理由

(1) 商標の登録については，その商標が第 8 条又は同条において言及した規定の何れかに違反して登録されたという理由によって無効を宣言することができる。ただし，商標が同条(1)(b)，(c)又は(d)に違反して登録された場合は，その商標についてされた使用の結果，無効宣言の申請日前に，その登録の対象である商品又はサービスに関して識別性を獲得しているときは，その商標の登録については無効の宣言はされない。
(2) 商標の登録は，次の何れかの理由により，無効の宣言をされることがある。
(a) 第 10 条(1)から(3A)までに規定する何れかの条件に該当する先の商標が存在すること，又は
(b) 第 10 条(4)(a)，(b)又は(c)に規定する条件に該当する先の権利が存在すること，
ただし，その先の商標又は先の権利の所有者が当該登録に同意している場合は，その限りでない。
(c) その商標が第8条(4)(a)及び第9条に違反して登録されたこと，又は
(d) その商標が第10条(5A)に違反して登録されたこと
(2A) 先の商標を基礎として無効宣言を求める申請は，下記理由の何れかにより，後の商標の出願日又は優先日において成功できるものでなかった場合には，無効申請日において成功しないものとする。
(a) 第8条(1)(b)，(c)の規定による無効宣言の対象とされることがある先の商標が今なお，第8条(1)に言及した識別性を獲得していないこと
(b) 無効宣言を求める申請が第10条(2)を基礎としており，先の商標が第10条(2)の意味での混同の虞を認定するのに十分な識別性を有していないこと
(c) 無効宣言を求める申請が第10条(3)及び(3A)を基礎としており，先の商標が第10条(3)及

び(3A)の意味での名声を有していないこと
(2B) 無効宣言を求める申請は，1 又は 2 以上の先の権利を基にして提出することができるが，それらの全てが同一の所有者に属していることを条件とする。
(3) 無効の宣言の請求は，何人もすることができ，次の場合を除き，長官又は高等裁判所の何れに対してもすることができる。
(a) 当該商標に関する手続が高等裁判所に係属している場合は，当該請求は高等裁判所に対してしなければならない。また
(b) その他の事件において，請求が長官に対してなされる場合は，長官は，その手続の何れの段階においても，その請求を高等裁判所に付託することができる。
(4) 商標の登録が不正によるものである場合は，長官は，当該登録の無効の宣言を高等裁判所に対して請求することができる。
(5) 商標が登録されている商品又はサービスの一部についてのみ無効の理由が存在する場合は，当該商標は，その商品又はサービスについてのみ無効が宣言される。
(6) 商標の登録が何れかの範囲について無効の宣言をされた場合は，当該登録は，その範囲についてなされなかったものとみなされる。ただし，この無効は，過去に終了した取引に影響を及ぼすものではない。

第52A条　無効宣言を求める訴訟における抗弁としての不使用
(1) 先の出願日又は優先日を有する登録商標を基にして無効宣言を求める訴訟においては，後の商標の所有者がその旨の請求をしたときは，下記のことを示す証拠を提出しなければならない。
(a) 無効宣言を求める申請の日に先立つ5年の期間において，先の商標が，それの登録対象であり，申請の理由として引用されている商品又はサービスに関して，真正の使用が行われていたこと
(b) 不使用についての適切な理由が存在していること
ただし，上記は先の商標の登録手続が，無効宣言を求める申請の日より5年以上前に完了していることを条件とする。
(2) 後の商標の出願日又は優先日に，先の商標が，第16A条に定められているところの真正使用を実施すべき5年の期間が満了していた場合には，先の商標の所有者は，(1)によって要求される証拠に加え，後の商標の出願日又は優先日に先行する5年の期間に先の商標が真正に使用されていたことの証拠又は不使用についての適切な理由が存在していることを示す証拠を提出しなければならない。
(3) (1)及び(2)にいう証拠が存在しない場合には，先の商標を基礎とする無効宣言を求める申請は，拒絶される。
(4) 先の商標が，登録対象である商品又はサービスの一部に関してのみ，第16A条の規定に従った使用がされていた場合には，先の商標は，無効宣言を求める申請を審査する目的においては，当該部分の商品又はサービスのみに関して登録されているものとみなす。
(5) 本条の(1)から(5)までの規定は，先の商標が欧州連合である場合にも適用するものとし，欧州連合商標の真正使用は，欧州連合商標理事会規則第 18 条に従って決定される。

第 53 条　黙認の効果

(1) 先の商標又はその他の先の権利の所有者が，アイルランドにおいて登録商標が使用されていることを知りながら，その使用を連続して 5 年間黙認していた場合は，所有者は，当該先の商標又はその他の権利を根拠とする次の権限をもはや有さない。

(a) 後の商標の登録が無効である旨の宣言を請求すること，又は

(b) 後の商標が使用されている商品又はサービスについて当該後の商標の使用に対して申立を行うこと

ただし，当該後の商標の登録が不正に出願されたものである場合は，この限りではない。

(2) (1)が適用される場合は，先の商標又は先の権利がもはや後の商標に対抗することはできないにも拘らず，後の商標の所有者は，先の商標の使用に対して又は場合により先の権利の利用に対して申立を行う権限を有さない。

団体標章

第 54 条　団体標章

(1) 団体標章とは，標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスと識別する標章である。

(1A) 製造業者，生産業者，サービスの供給業者又は商人に係る団体であって，それらを規制する法律に基づいて，その名義によって権利及び義務を所有する，契約を締結する又は他の法的行為をする及び訴訟の原告及び被告となる能力を有する者並びに公法によって管理されている法人は，団体標章の申請をすることができる。

(2) 本法の規定は，第 1 附則の規定に従うことを条件として，団体標章に適用される。

証明標章

第 55 条　証明標章

(1) 証明標章とは，その証明標章が使われる商品又はサービスが，その原産地，素材，商品の製造方法又はサービスの提供方法，品質，精度又はその他の特徴について，当該標章所有者により証明されていることを表示する標章である。

(2) 本法の規定は，第 2 附則の規定に従うことを条件として，証明標章に適用される。

第 III 部　欧州連合商標及び国際的事項

欧州連合商標

第56条　「欧州連合商標」，「欧州連合商標理事会規則」及び「指令」の意味

(1) 本法においては，

(a) 「欧州連合商標」は，欧州商標理事会規則第1条(1)によって与えられている意味を有する。

(b) 「欧州連合商標理事会規則」は，欧州連合商標に関する2017年6月14日の欧州議会及び理事会規則(EU)2017/1001を意味する。

(c) 「指令」は，商標に関する加盟諸国の法律を適合化するための2015年12月16日の欧州議会及び理事会指令(EU) 2015/2436を意味する。

(2) 本法において使用され，かつ，欧州連合商標理事会規則又は指令においても使用されている語又は表現は，本法において，それが欧州連合商標理事会規則又は指令において有しているのと同じ意味を有する。

マドリッド議定書:国際登録

第 58 条　マドリッド議定書

本法において，

「マドリッド議定書」とは，1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書をいう。

「国際事務局」は，当該議定書第 2 条(1)に規定される意味を有する。また

「国際商標」とは，当該議定書に基づきアイルランドにおいて保護が与えられる商標をいう。

第 59 条　マドリッド議定書を有効にする規定を定める権限

(1) 大臣は，アイルランドにおいてマドリッド議定書の規定に効力を与えるために適正と判断する規定を規則により定めることができる。

(2) 規定は，特に，次の事項について定めることができる。

(a) 最初の官庁としての特許庁を通して国際登録出願を行うこと

(b) アイルランドにおける基礎出願又は基礎登録が拒絶され又は失効になった場合のその後の手続

(c) 特許庁が，アイルランドへの保護の地域拡張の請求を国際事務局から受領した場合のその後の手続

(d) アイルランドへの地域拡張の請求の効果

(e) 国際登録又は国際登録出願の国内登録出願への変更

(f) 国際事務局への情報の通知

(g) 国際登録出願，保護の拡大及び更新に関して定める手数料及び総額の支払

(3) 第 24 条(侵害訴訟手続を以てする理由のない脅迫に対する救済)及び第 VI 部(犯罪行為)の規定は，それらが登録商標について適用されるのと同様に，国際商標についても適用される。

パリ条約:追加規定

第 60 条　パリ条約

(1) 本法において,

(a) 「パリ条約」とは，工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約であって，同条約への付随書により追加され又は補足され，現にアイルランドにおいて効力を有するものをいう。

(aa) 「世界貿易機関を設立する協定」とは，1994 年 4 月 15 日にマラケシュにおいて作成された世界貿易機関を設立する協定であって，当該協定議定書により改正され又は補足され，アイルランドにおいて現に有効なものをいう。

(b) 「同盟国」とは，アイルランド以外の，パリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に加盟している国をいう。

(2) 大臣は，命令により，本法の成立後のパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の改正又は修正の結果適正と判断する，本法及び本法に基づき定められた規則の改正を行うことができる。

第 61 条　周知商標の保護:第 6 条の 2

(1) 本法においてパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に基づき周知商標として保護が与えられている商標というときは，次の者の標章としてアイルランドで周知の標章をいう。

(a) 同盟国の国民，又は

(b) 同盟国内に居住している者又は同盟国内に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有している者

当該人がアイルランドにおいて事業を営んでいるか否か又は営業権を有しているか否かは問わない。また，そのような標章の所有者というときはこれに応じて解釈される。

(2) 第 53 条に従うことを条件として，パリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に基づき周知商標としての保護が与えられる商標の所有者は，ある商標又はその商標の要部が同一又は類似であり，同一又は類似の商品又はサービスに関しアイルランドにおいて使用されている場合において，その使用が混同を生ずる虞があるときは，差止命令によりその商標の使用を制限する権限を有する。

(3) (2)の如何なる規定も，本条の施行前に開始された商標の真正の使用の継続に影響を与えるものではない。

第 62 条　同盟国の国の紋章等:第 6 条の 3

(1) 同盟国の旗章からなる又は旗章を含む商標は，その国の所轄当局の許可を得なければ登録されない。ただし，申し立てられている方法による当該旗章の使用がそのような許可なしで容認されているものと長官が認めるときは，この限りでない。

(2) 同盟国の紋章又はその他の記章であって，パリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に基づき保護されているものからなる又はこれらを含む商標は，その国の所轄当局の許可を得なければ登録されない。

(3) 同盟国によって採用された公の記号又は印章からなる又はこれらを含む商標であって，

監督及び証明を表示するものは，当該記号又は印章がパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に基づき保護されている場合は，その国の所轄当局の許可を得なければ，その監督及び証明を表示している商標についての商品又はサービスと同一又は類似の種類のものについて登録されない。
(4) 国旗及びその他の記章並びに公の記号又は印章に関する本条の規定は，紋章学上の見地から，当該旗章又はその他の記章，記号若しくは印章を模倣する如何なる物に対しても等しく適用される。
(5) 本条の如何なる規定も，その国の記章又は公の記号若しくは印章の使用を許可された国民の出願についての商標の登録を妨げない。
(6) 本条の規定に基づき，商標の登録のために同盟国の所轄当局の許可が要求されている又はされる筈である場合は，当該所轄当局は差止命令により，その商標をアイルランドにおいて許可なく使用することを制限する権限を有する。

第 63 条　国際機関の記章等:第 6 条の 3
(1) 本条の規定は，1 又は 2 以上の同盟国が加盟国である国際政府間機関の次のものに適用する。
(a) 紋章，旗章又はその他の記章，及び
(b) 略称及び名称
(2) パリ条約又は世界貿易機関を設立する協定に基づき保護される記章，略称又は名称からなる又はこれらを含む商標は，関係国際機関の許可を得なければ登録されない。ただし，申し立てられている方法による当該記章，略称又は名称の使用が次のものであることが，長官にとって明らかであるときは，この限りでない。
(a) 当該機関とその商標との間に関係があると公衆に示唆するようなものでない使用，又は
(b) 当該使用者と当該機関との間に関係があると公衆に誤認させるようなものでない使用
(3) 国際機関の記章に関する本条の規定は，紋章学上の見地から，当該記章を模倣する如何なる物に対しても等しく適用する。
(4) 本条に基づき，商標の登録のために国際機関の許可が請求された場合は，当該機関は差止命令により，その商標をアイルランドにおいて許可なく使用することを制限する権限を有する。
(5) 本条の如何なる規定も，1967 年 6 月 9 日(パリ条約の関連規定がアイルランドに関して発効した日)より前に，当該商標の真正の使用を開始していた者の権利に影響を与えない。

第 64 条　パリ条約第 6 条の 3 に基づく通知
(1) 第 62 条の規定の適用上，条約加盟国の記章(国旗を除く)及び公の記号又は印章は，次の場合又は範囲に限り，パリ条約に基づいて保護されるものとみなす。
(a) 当該国がパリ条約第 6 条の 3(3)の規定に従って，その記章，記号又は印章を保護するよう求める旨をアイルランドに対し通知した場合
(b) その通知が今も有効である場合，及び
(c) アイルランドがパリ条約第 6 条の 3(4)の規定に従って，その通知に異議を申し立てていない又は当該異議が取り下げられている場合
(2) 第 63 条の適用上，国際機関の記章，略称及び名称は，次の場合又は範囲に限り，パリ条

約に基づき保護されるものとみなす。
(a) 当該機関がパリ条約第 6 条の 3(3)の規定に従って，その記章，略称又は名称を保護するよう求める旨をアイルランドに対し通知した場合
(b) その通知が今も有効である場合，及び
(c) アイルランドがパリ条約第 6 条の 3(4)の規定に従って，その通知に異議を申し立てていない又は当該異議が取り下げられている場合
(3) パリ条約第 6 条の 3(3)の規定に基づく通知は，その通知の受領から 2 月経過後になされた登録出願に関してのみ効力を有する。
(4) 長官は，パリ条約第 6 条の 3(3)に基づく通知によりパリ条約に基づき現に保護されている次のものの一覧を作成し，合理的な時間内において無料で公衆の閲覧に供する。
(a) 国の記章及び公の記号又は印章，及び
(b) 国際機関の記章，略称及び名称
(5) 本条においてパリ条約第 6 条の 3 というときは，世界貿易機関を設立する協定により適用される当該条をいうものと解する。

第 65 条　代理人又は代表者の行為:第 6 条の 7
(1) 条約加盟国において当該商標の所有者の代理人又は代表者によって商標の登録出願がなされ，かつ，その出願が当該商標所有者の許可を得ずになされた場合は，以下の規定が適用される。
(2) 当該商標所有者がその出願に異議を申し立てた場合は，その登録は拒絶される。
(3) その出願が(前記の異議申立がなされずに)認められた場合は，当該商標所有者は，次の何れかの請求を行うことができる。
(a) その登録の無効の宣言を求める請求，又は
(b) 登録簿の訂正をして登録商標の所有者として当該商標所有者の名義に代えることを求める請求
(4) 商標所有者は，(登録商標に関し本法で与えられた権利にも拘らず)差止命令により，自己の許可を得ていない商標のアイルランドでの使用を制限する請求を高等裁判所にすることができる。
(5) (2)，(3)及び(4)の規定は，当該代理人又は代表者が自己の行為につきそれが正当であることを明らかにした場合又はその範囲においては，適用されない。
(6) (3)(a)又は(b)に基づく請求は，当該商標所有者がその登録について知った時から 3 年以内にしなければならない。また，(4)の規定に基づく差止命令は，当該商標所有者が継続して 3 年以上の間黙認していた使用については認められない。

第 IV 部　管理規定

登録簿

第 66 条　登録簿

(1) 長官は，商標の登録簿を備える。また，本法において登録(特に「登録商標」という表現において)というときは，別段の事情がない限り，登録簿への登録をいう。
(2) 次のものは，本法に従って登録簿に記入される。
(a) 登録商標
(b) 登録商標に影響を与える登録可能な取引の詳細，及び
(c) その他所定の事項
(3) 登録簿は，所定の方式で維持管理されるものとし，また，特に次のことについて規定を設ける。
(a) 公衆による登録簿の閲覧，及び
(b) 登録簿への記入事項に関する認証又は無認証の謄本又は抄本の交付

第 67 条　登録簿の更正又は訂正

(1) 正当な利害を有する者は何人も，登録簿における誤記又は脱漏の更正を請求することができる。
ただし，商標の登録の有効性に影響を与える事項に関しては，更正の請求をすることができない。
(2) 更正の請求は,次の場合を除き,長官又は高等裁判所の何れへも提出することができる。
(a) 当該商標に関する手続が高等裁判所に係属している場合は，当該請求は高等裁判所へなされなければならない。また
(b) それ以外で当該請求が長官へなされる場合は，長官は，手続中の如何なる段階においても，当該請求を高等裁判所に付託することができる。
(3) 長官又は高等裁判所が別段の指示をしない限り，登録簿更正の効力は，当該誤記又は脱漏が初めからなかったものとみなされることである。
(4) 長官は，登録簿への記入において自己がなした誤記を(自己の発意で)訂正することができるが，それを行う前に，関係者と判断される者に対して当該訂正案の通知をしなければならない。
(5) 長官は，登録商標の所有者から所定の様式による請求があったときは，次のことを行うことができる。
(a) 登録簿に記録されている当該商標所有者の名称又は住所の変更を記入すること
(b) 商標が登録されている商品の明細を補正すること。ただし，当該補正が現存の商標登録により与えられた権利範囲を超えないことを条件とする。又は
(c) 権利の部分放棄又は現存の商標登録により与えられた権利範囲を超えない商標についての覚書を記入すること
(6) 長官は，登録商標のライセンシーからの所定の様式による請求があったときは，登録簿に記録されている当該ライセンシーの名称又は住所の変更を記入することができる。
(7) 長官は，効力が消滅したと判断する事項を登録簿から抹消することができる。

第 68 条　記載事項の新分類への適合

(1) 商標の登録のための商品又はサービスの分類を補正又は代替するのに長官が必要と判断する事項を行う権限を長官に認める規定を，規則により定めることができる。

(2) 特に，登録簿の現行の記載事項を新分類に適合させるための補正に関する規定を定めることができる。

(3) このような補正の権限は，登録により与えられた権利を拡張するために行使してはならない。ただし，この要件に従うことが不当な複雑性を生じ，当該拡張が何ら実質的なものではなく，かつ，何人の権利にも不利な影響を与えないものと長官が認める場合を除く。

(4) 規則により，長官に次の行為を行う権限を与えることができる。

(a) 登録商標の所有者に対して,所定の期間内に登録簿の修正案を提出するよう求めること，及び

(b) 当該商標所有者がそのような手続を行わなかった場合は，当該商標の登録を更新することを取り消し又は拒絶すること

(5) (4)(a)に基づく修正案は，所定の方法により公告するものとし，かつ，異議申立の対象とすることができる。

長官の権限及び義務

第 69 条　様式の使用を求める権限

(1) 長官は，商標の登録又はその他本法に基づく長官に対する手続に関する目的を達成するために，長官が指定する様式の使用を求めることができる。

(2) 当該様式及びその使用に関する長官の指令は，公報に公告する。

第 70 条　出願及び登録商標に関する情報

(1) 商標登録出願の公告後，長官は，請求があったときは，出願又はその結果としての登録商標に関して所定の情報を請求人に提供し，また，所定の書類を請求人が閲覧することを許可する。

(2) (1)の適用上の請求は，所定の様式で行い，かつ，(必要な場合は)適正な手数料を納付しなければならない。

(3) 商標登録出願の公告前に，当該出願を構成し又は出願に関係する書類又は情報は，次の場合を除き，長官により公表されることはなく又は長官から何人にも通知されない。

(a) 所定の種類の事件の場合において，所定の範囲内の場合，又は

(b) 出願人の同意がある場合

ただし，本条の次の規定に従うことを条件とする。

(4) ある者が,

(a) 商標登録出願がなされている旨，及び

(b) その出願が権利付与された場合は，その出願人が，当該出願の公告後の行為について，その者に対し訴訟手続をとろうとしている旨,

の通知を受けている場合は，その者は，当該出願が公告されていないときであっても，(1)に基づく請求を行うことができ，また，同項の規定がそれに相応して適用される。

第 71 条　長官による裁量権の行使

本法により又は本法に基づき，長官に対して裁量権が与えられる場合は，その裁量権は，商標の出願人若しくは所有者又は長官に対して手続をする当事者に対して，当該裁量権の行使に関して当該商標出願人，所有者又は当事者の聴聞の機会なしに不利益になるように行使してはならない。

第 72 条　費用及び費用のための担保

(1) 長官は，本法に基づき長官に対してなされる如何なる手続においても，当事者に(必要な場合は)長官が合理的と認める費用の支払を命じ，当該費用をどのような方法で何れの当事者が支払うべきかを指示することができる。そのような如何なる命令も，高等裁判所の許可により，高等裁判所の判決又は命令と同様の方法で，同様の効果を以て執行することができる。

(2) 本法に基づき，アイルランド又はその他の所定の国に居住していないか又は事業を営んでいない当事者が，長官に対して手続をする当事者である場合は，長官又は不服申立の場合の高等裁判所は，その当事者に対して当該手続に対する費用のための担保を提供するよう求めることができる。

(3) (2)に基づく要件が満たされない場合は，長官又は高等裁判所は，当該手続が放棄されたものとして取り扱うことができる。

第 73 条　長官に提出する証拠

1992 年特許法第 92 条(1)(同法又はその他の制定法に基づく長官に対する手続の証拠に関するもの)において，「長官に対する」の言葉の後に，「1996 年商標法に基づく手続を含む」という言葉を添える。

第 74 条　公務に関する免責

(1) 長官は，本法に基づく又はアイルランドが当事国である条約，協定，取決又は約束に基づく商標の登録の有効性を保証する義務を負わない。

(2) 長官は，本法又は条約，協定，取決又は約束により要求され又は認容される審査又は報告書若しくは当該審査の結果としての他の手続を理由として又はそれらに関して何ら責任を負わない。

(3) 本条の規定により，長官が責任を負わないとされる事項について，長官の職員に対して訴訟を提起することはできない。

第 75 条　長官の年次報告書の内容

1992 年特許法第 103 条の規定に従って準備された長官の年次報告に含まれる本法の規定の施行に関する報告において，マドリッド議定書に関する長官の職務の履行に関する報告を含める。

法的手続及び上訴

第 76 条　有効性の一応の証拠となる登録
登録商標に関するすべての手続(登録簿の更正のための手続を含む)において，ある者の商標所有者としての登録は，当初の登録及び事後の譲渡又はその他の移転の有効性の一応の証拠となる。

第 77 条　争われた登録の有効性についての証明
(1) 高等裁判所に対する訴訟手続において，商標の登録の有効性が争われ，当該商標が有効に登録されていると高等裁判所が判断した場合は，高等裁判所はその有効性について証明書を与えることができる。
(2) 高等裁判所がそのような証明書を与え，かつ，後の手続において次に該当する場合は，当該商標所有者は，高等裁判所が別段の指示をしない限り，事務弁護士と依頼人との間での自己の費用を受ける権利を有する。
(a) 当該登録の有効性が再度争われる場合，及び
(b) 当該商標所有者が自己に有利な最終命令又は判決を得た場合
(3) (2)の規定は，訴訟手続における上訴の費用までには拡大適用しない。

第 78 条　法廷手続における長官の出廷
(1) 次の事項に関連した高等裁判所に対する訴訟手続(上訴を含む)において，長官は，高等裁判所に出廷して聴聞を受ける権利を有し，また，高等裁判所から指示がある場合は，出廷しなければならない。
(a) 商標登録の取消,
(b) 商標登録の無効の宣言,
(c) 登録簿の更正，又は
(d) 求められる救済が登録簿に影響を与える可能性があるその他の事項
(2) 高等裁判所が別段の指示をしない限り，高等裁判所での訴訟手続において，長官は，出廷に代えて，次の事項を記載した陳述書に自己の署名を付して高等裁判所に提出することができる。
(a) 争点となっている事項に関し長官に対しなされた手続
(b) 当該事項に影響を与える長官が下した決定の理由
(c) 同様な事例における特許庁の慣行，又は
(d) 当該問題に関連し，かつ，長官自身の知見の範囲内で適切と判断する事項
また，陳述書は，当該訴訟手続における証拠の一部を構成するものとみなされる。

第 79 条　長官の決定に対する上訴
(1) (a) 本法による別段の規定がない限り，かつ，(b)に従うことを条件として，高等裁判所の許可による場合を除き，本法に基づく長官の決定に対する上訴は，当該決定の日から 3 月以内に高等裁判所に提起しなければならない。
(b) 長官が自らの裁量権を行使して行った決定の理由陳述書が，手続当事者により所定の方法で，所定の期間内に請求された場合は，前記 3 月の期間は，陳述書が請求当事者に提供さ

れた日に開始する。
(2) 本条の規定に基づく上訴については，次のとおりとする。
(a) 長官は，高等裁判所に出廷して聴聞を受ける権利を有し，高等裁判所から指示がある場合は，出廷しなければならない。また
(b) 高等裁判所は，当該上訴が提起された手続において長官が行使することができる権限を同様に行使することができる。
(3) 高等裁判所の許可により，本条の規定に基づく高等裁判所の決定に対する上訴は，特定の法律上の論点に関して最高裁判所に提起しなければならない。

第 80 条　長官に対する費用の裁定はない
本法に基づきいずれかの裁判所に対してなされる訴訟手続において，長官は，費用の裁定を受け又は費用の支払を命令されることはない。

規則及び手数料

第 81 条　大臣の，規則を作成する権限
(1) 大臣は，次の目的で規則を定めることができる。
(a) ある事項に関して規則の制定を認めている本法の規定の適用上，及び
(b) 本法の何れかの規定により定めるべきことが認められ又は求められている事項について規定するため
更に一般的に，本法に基づく運用及び手続を全般的に規定するため
(2) 特に次の事項に関する規定を，(1)の規定の一般性を損なうことなく，本条に基づく規則によって定めることができる。
(a) 出願及びその他の書類の提出方法
(b) 書類の翻訳文並びに翻訳文の提出及び認証を求め，かつ，規制すること
(c) 書類の送達
(d) 手続の瑕疵の是正を認めること，及び
(e) 本法に基づく手続に関しなされることが求められる事項の期限を定めること及び当該期限の延長(期限が既に満了しているか否かに拘らず)について定めること

第 82 条　手数料
(1) 本法に基づく出願及び登録並びにその他の事項に関しては，財務大臣の承認を得て大臣が随時規定することができる手数料を，長官の請求により納付しなければならない。
(2) ２以上の事項について単一の手数料の納付を可能にするための規定を，規則により定めることができる。
(3) 本条の規定に基づき長官が請求するすべての手数料は，財務大臣の同意を得て大臣が決定する方法で徴収し，計上する。
(4) 1879 年の公共手数料法は，本条の規定に基づいて納付されるべき手数料については適用されない。

第 V 部　商標代理人

第 83 条　授権された代理人が手続をすることができる

(1) 第 90 条の規定に基づき定められた規則に従うことを条件として，本法に基づき，ある手続行為が，商標の登録又は登録商標についての手続に関連してある者によって又はその者に対してなされるときはいつでも，その手続行為は，次に該当する代理人によって又はその代理人に対して行うことができる。

(a) 口頭又は書面でその者から授権された代理人，及び

(b) 次の者

(i) 登録商標代理人である代理人，又は

(ii) 第 85 条(4A)にいう者。前記状況において当該人が代理人として行為することに関する当該条の関連規定は遵守される。

(2) (1)(b)(i)又は(ii)にいう者であって，他の者からその者の代理人として手続行為を行うことを当該条に基づいて適正に授権された者は，(授権された者と当該他の者との間の取決に別段の規定があるときはそれに従うことを条件として)，長官及び当該他の者に通知することにより，当該他の者のための代理人として手続行為を行うことを取り止めることができる。

第 84 条　商標代理人の登録簿

本条の施行の直前に商標代理人登録簿として知られていた登録簿は，事後もそのように知られ，かつ，長官により維持される。また，この部において，次のとおり定義される。

(a) 「登録簿」とは，商標代理人登録簿をいう。

(b) 「登録商標代理人」とは，当該登録簿にその名称が記載されている者をいう。

(c) 現在登録商標代理人である者又は過去から登録商標代理人であり続けている者に関して，「登録」とは，当該登録簿へのその者の名称の記入をいう。

第 85 条　登録された商標代理人等のみが実行することができる業務

(1) 本条の規定に従うことを条件として，

(a) アイルランドに定住する者は，当該人がその時点で登録簿に登録されていない限り，アイルランドにおいて商標代理人として行為する業務を行ってはならない。

(b) 利益のために行為する者は，当該人がその時点で登録簿に登録されていない限り，登録商標代理人又は商標代理人として営業し，表示し若しくは振舞ってはならず又はそう表示される若しくは振舞われることを許してはならない。

(4) アイルランドが当事国である国際協約のアイルランドを代表する政府による履行という観点から，大臣は，登録商標代理人ではないが当該国際協約の当事国である国の市民である者に対して，その者の請求がある場合は，大臣が適正と判断する条件に従うことを条件として，商標に関し，他の者の代理として手続行為することを認める。

(4A) (1)の規定に拘らず，ただし(4B)から(4E)までの規定に従うことを条件として，別の EEA 加盟国に定住し，当該国の法律に基づきその国において商標代理人として行為する資格を得た者は，商標登録又は登録商標に係る手続に関連して，他人のために商標代理人として行為する事業を行うことができる。

(4B) (4A)の規定に依拠して，商標登録又は登録商標に係る手続に関連して他人の代理で長官に対する手続を行う者は，その最初の行為の機会以前に，次のものに関する所定の証拠を長官に提出しなければならない。
(a) 当該人が，他の EEA 加盟国に定住していること
(b) 当該人が，その国の法律に基づき商標代理人として行為する資格を有すること
(c) 次の内，該当する方
(i) 当該人の国籍，又は
(ii) 当該人が(4F)における「人」の定義の(b)に該当すること
(4C) (4A)の規定に依拠して，商標登録又は登録商標に係る手続に関連して他人の代理で行為するに際し，当該人は，職業上の適切な肩書(あれば)を使用しなければならないが，アイルランドにおけるその使用は，次の要件に従う。
(a) 肩書は，(4A)にいう EEA 加盟国の公用語又は公用語の 1 により表示されなければならないこと，及び
(b) 肩書の表示に使用された言語がアイルランドの公用語でもある場合は，肩書の使用は，当該人が本法に基づいて登録された商標代理人であることを示すものとして理解され易いというものではないこと
(4D) 関係する肩書の使用に，関係人が商標代理人として身を立てている EEA 加盟国の表示が伴っている場合は，(4C)(b)の規定は十分に遵守されている。
(4E) 適切な職業上の肩書がない場合には，当該人は，(4C)に規定する行為を行うに際し，同人が適切な資格を有することを表示しなければならず，それらの資格は，(4A)にいう EEA 加盟国の公用語又は公用語の 1 により示されなければならない。
(4F) 本条において，
「適切な職業上の肩書」とは，当該人が(4A)にいう EEA 加盟国において商標代理人として行為する資格を有することにより，当該国において使用することができる職業上の肩書をいう。
「適切な資格」とは，(4A)にいう EEA 加盟国の法律に基づいて当該国において商標代理人として行為する資格要件を満たすために当該人が有しなければならない資格をいう。
「人」とは，次をいう。
(a) 個人の場合は，EEA 加盟国の国民，及び
(b) 個人でない者の場合は，(欧州共同体設立条約第 48 条の意味内における)会社又は企業であって，EEA 加盟国の法律に従って設立され，かつ，その登録事務所，管理の中枢又は事業の本拠地を EEA 内に有するもの
(5) 死亡した登録商標代理人の法定代理人は，当該代理人の死亡から 3 年を超えない期間中又は当該代理人が次の場合は(必要であれば)高等裁判所が許可する更なる期間中，当該死亡した登録商標代理人の業務又は実務を行うことができる。
(a) 当該業務又は実務を行うことが高等裁判所によって許可された場合，又は
(b) 当該業務又は実務をその代理人を代理して行うことを許可された者を雇用する場合
(6) 本条の規定に違反する者は，初犯の場合はクラス D 罰金，また，再犯又は累犯の場合はクラス C 罰金の陪審によらない有罪判決を受ける。更に，1851 年の治安判事小法廷(アイルランド)法第 10 条(4)の規定に拘らず，本条の規定に基づく犯罪に対する訴訟手続は，その犯罪が発生した日から 12 月以内のいつでも開始することができる。
(7) 本法の如何なる規定も，商標に関連して又は商標若しくはその登録に係る手続に関連し

て事務弁護士又は法廷弁護士がこれまでに行ってきた部分の本法に基づく手続を，事務弁護士又は法廷弁護士が行うことを禁止するものと解してはならない。
(8) 登録商標代理人は，1954 年の事務弁護士法第 58 条の規定(法的資格のない者が報酬を得てある法律文書を用意することを禁止する)に基づき，当該代理人が次の書類の用意を行ったという理由のみにより，有罪になることはない。
(a) 商標出願又は商標における所有権の譲渡証書，又は
(b) 本法に基づく長官又は裁判所に対する手続に用いるための(証書ではない)書類
(9) 登録商標代理人に関して「欧州連合又は EEA 商標弁護士」の用語を用いて事務弁護士として行為する資格のない者に関しては，一定の表現の使用を制限する立法に基づく如何なる犯罪も生じない。

第 86 条　商標代理人として登録されるための資格
(1) 次に該当する者は，登録商標代理人となる資格を有するものとし，また，その資格を有する者は所定の様式及び方法による請求及び所定の手数料の納付により代理人として登録される。
(a) アイルランド又は EEA 加盟国に居住する者
(b) アイルランド又は EEA 加盟国に営業所を有する者
(c) 所定の教育的かつ職業的資格を有する者，及び
(d) 所定の条件を満たす者
(2) 名称が，本法の施行直前に 1963 年法に基づく登録簿に記入されていた者及びパートナーシップは，引き続き登録商標代理人である。
この規則の開始直前に商標代理人登録簿に登録されていた個人又はパートナーシップは，引き続き商標代理人登録簿に登録される。

第 87 条　登録簿からの削除
長官は，登録商標代理人である者の請求により，登録簿からその者の名称を削除することができる。

第 88 条　商標代理人登録の停止及び抹消
(1) 長官の見解において，登録商標代理人である者が登録の資格を失った場合又は登録商標代理人の役割においてその者にとって不名誉である行為として有罪となった場合は,長官は,その者に聴聞の機会を与えた後，その者の名称を登録簿から抹消すべきであることを決定することができ又は特定の期間中その者の登録を無効にすべきことを決定することができる。
(2) (1)に基づく決定をしたときは，長官は，その決定，その日付及びその理由を記載した書面での通知を，その決定が関係する者(本条においては「当該関係者」という)に対し，登録簿に記載されているその関係者の住所に直ちに郵送する。
(3) 長官に所定の方法で通知を行うにあたり，当該関係者は，当該決定の日から算定して 21 日以内に，その決定の取消を高等裁判所に対して請求することができる。また，その者がそのような請求を行った場合は，高等裁判所は，請求についての聴聞を行って，次の何れかを行うことができる。
(a) その決定を取り消すこと，又は

(b) 当該関係者に関して(1)の規定に基づく決定を行うことが長官にとって適切であった旨を宣言すること及び(高等裁判所が適正と判断する場合)次の何れかの指示を行うこと
(i) 登録簿から当該関係者の名称を抹消するよう長官に指示すること，又は
(ii) 所定の期間(高等裁判所の決定後 7 日を超える日から開始する)中，当該関係者の登録を無効にする指示を行うこと
(4) (3)に基づく請求の手続において当該関係者が不正に遅滞していることを長官が高等裁判所に認めさせる場合はいつでも,高等裁判所は,その反対の公正な理由を見出せない限り，当該関係者に関して(1)の規定に基づく決定を行うことが長官にとって適切であった旨を宣言するものとし，かつ，(高等裁判所が適正と判断する場合)次の何れかの指示を行う。
(a) 登録簿から当該関係者の名称を抹消するよう長官に指示すること，又は
(b) 所定の期間(裁判所の決定後 7 日を超える日から開始する)中，その当該関係者の登録を無効にする指示を行うこと
(5) 当該関係者が当該決定の日から開始する 21 日の期間内に，その決定の取消を裁判所に対して請求しない場合は,長官は,その決定の確認請求を一方的に行うことができる。また，長官がそのように請求する場合は,高等裁判所は,その反対の公正な理由を見出せない限り，請求について聴聞を行い，これに応じて宣言し，かつ，(高等裁判所が適正と判断する場合)次の何れかの指示を行う。
(a) 登録簿から当該関係者の名称を抹消するよう長官に指示すること，又は
(b) 所定の期間(高等裁判所の決定後 7 日を超える日から開始する)中，その当該関係者の登録を無効にする指示を行うこと
(6) (3)又は(5)に基づく請求についての高等裁判所の決定は最終であるが，ただし，高等裁判所又は最高裁判所の許可を得て，その決定に対する長官又は当該関係者による上訴は，特定の法律の論点に関して最高裁判所に提起しなければならない。

第 89 条　抹消又は停止の通知:その後の回復

(1) ある者の名称を登録簿から抹消したときは，長官は，その抹消の書面による通知をその者に対して登録簿に記載されているその者の住所宛に，直ちに料金前払い郵便により送付する。
(2) 特定の期間中，ある者の登録を無効にするという決定が第 88 条の規定に基づきなされる場合は，長官は，当該期間が始まる前に，その決定の書面による通知をその者に対して登録簿に記載されているその者の住所宛に，料金前払い郵便により送付する。
(3) 登録簿から抹消された者の名称は，他の手段でなく長官の指示により，いつでも登録簿に回復することができる。また，名称が登録簿に回復される場合は，長官は，自己が適正と判断する回復の条件(その者が初めて登録されていた場合は，登録のために当人が納付する手数料を超えない額の手数料の納付を含む)を付すことができる。
(4) ある者の登録が第 88 条の規定に基づき特定の期間中無効となった場合において，長官は，自己が適正と判断するときは，その者が長官に対して行う請求により，当該停止を終了させることができる。

第 90 条　商標代理人に関する規則

(1) 大臣は，登録簿の管理のための規則を定めることができ，かつ，その規則により，本条，

第 86 条又は第 88 条にいう事項又は事柄を規定することができ，また，特に以下を定めることができる。
(a)　登録簿への登録適格性のために充たすべき教育上及び職業上の資格及び条件(国籍又は市民権に関する条件を含む)
(b) 登録簿への登録適格性のためにパートナーシップ，法人又は法人格のない団体が充たすべき条件。これには次に関する条件を含む。
(i) パートナーシップ，法人又は法人格のない団体として設立された証拠
(ii) (アイルランド以外の)EEA 加盟国に定住する商標代理人が，当該国の法律に従って商標代理人として行為している証拠
(iii) パートナーシップ，法人又は法人格のない団体が，アイルランドにおいて商標代理人の役務を遂行している証拠
(c) かかる規則に定められる商標の取得に関連する役務を行うために登録簿に登録された者が請求することのできる最高額の手数料。
(2) (1)に基づく規則は，第 85 条の要件を満たさない者を本法に基づく業務についての代理人として認めることを拒絶する権限を長官に対して認めることができる。

第 91 条　秘匿特権付通信
(1) 本条は，商標の保護に関連する事項についての又は詐称通用を含む事項についての通信に対して適用される。
(2) 本条が適用される次の通信は，ある者とその者の事務弁護士との間の通信又は場合により，ある者がその者の事務弁護士に説明する目的で求めている情報を入手するための又はその情報の要求に関する通信と同様に，アイルランドでの法的手続における開示について秘匿権がある。
(a) ある者とその者の登録代理人との間の通信，又は
(b) ある者がその者の登録代理人に説明する目的で求めている情報を入手するための又はその情報の要求に関する通信
(3) 本条において「登録代理人」とは，次に該当する者をいう。
(a) 登録商標代理人
(b) 自らを登録商標代理人の企業として表示する権限を有するパートナーシップ
(c) 自らを登録商標代理人として表示する権限を有する法人，又は
(d) 第 85 条(4A)が適用される者

第 VI 部　犯罪

第 92 条　商品に関する商標の不正な応用又は使用

(1) (3)の規定に従うことを条件として，ある者が行う次の行為は，犯罪行為となる。
(a) 登録商標と同一又は類似の標章を，使用している又は使用しようとする商品又は素材にラベル付，包装又は広告の商品として応用すること
(b) 次のものを，販売，賃貸，販売又は賃貸のための申出若しくは展示をし又は配布すること
(i) 当該標章を付した商品，又は
(ii) ラベル付け，包装又は広告の商品のために使用又は使用しようとしている当該標章を付した素材
(c) ラベル付け，包装又は広告の商品のために当該標章を付している素材を業として使用すること，又は
(d) (a)から(c)までに記載の事項の何れかを行うために，当該標章を付した商品又は素材を業として所有すること
ただし，これは，その者が問題の商品に関する標章を使用する権限がないか又はその権限のある者から承諾されていない場合である。
(2) (3)の規定に従うことを条件として，ある者が業務の過程で，(1)(a)，(b)又は(c)に記載する事項の何れかを他の者が行えるよう又は行う手助けをするために，その他の者が問題の商品に関して当該標章を使用する権限がないこと又はその権限のある者から承諾されていないことを知りながら又はそのことを信じるに足る理由を有しながら，登録商標と同一又は類似の標章を付した商品又は素材を所有することは，犯罪となる。
(3) (1)又は(2)の規定に違反する者は，その者の行為が自己又は他の者のために利益を得ようとして又は他の者に損失を与えるつもりである場合にのみ，その犯罪行為により有罪となるものとし，また，その者が問題の商品に関して当該商標を使用する権限があったことを信じるに足る理由が存在していたことを証明することは，(1)に基づく犯罪について告訴されている者にとって抗弁となる。
(4) 本条に基づく犯罪をなす者は，次の義務を負う。
(a) 陪審によらない有罪判決により，6 月を超えない懲役若しくはクラス C 罰金又はその両方
(e) 正式起訴による有罪判決により，5 年を超えない懲役若しくは 130,000 ユーロを超えない罰金又はその両方

第 93 条　登録簿の虚偽記載等

(1) ある者が，登録簿において，その者が虚偽であることを知り又は信じるに足る理由を有している記入をし又は記入をさせることは，犯罪である。
(2) ある者が,それが虚偽であることを知りながら又は信じるに足る理由を有していながら，次の行為を行うことは，犯罪である。
(a) 登録簿の記入事項の謄本であると偽ったものを作り又は作らせること，又は
(b) そのようなものを証拠として提出し又は提出させること
(3) 本条の規定に基づく犯罪をなした者は，次の義務を負う。

(a) 陪審によらない有罪判決により，6 月を超えない懲役若しくはクラス C 罰金又はその両方
(b) 正式起訴による有罪判決により，2 年を超えない懲役若しくは 255,000 ユーロを超えない罰金又はその両方

第 94 条　商標を登録されていると偽って表示すること
(1) ある者がその表示が虚偽であることを知りながら又は信じるに足る理由を有しながら，次の行為の何れかを行うことは，犯罪である。
(a) 標章が登録商標である旨偽って表示をすること，又は
(b) 商標が登録されている商品又はサービスに関して虚偽の表示をすること
(2) 本条の適用上，アイルランドにおいて商標に関し次の何れか，すなわち，
(a) 「登録済」の語，又は
(b) その他(明示的に又は黙示的に)「登録」を意味する語又は記号，
を使用することは，本法に基づく登録に関する表示であるとみなされる。ただし，それがアイルランド以外の場所における登録を意味し，かつ，当該商標が実際に当該商品又はサービスについて登録されていることが明らかな場合は，その限りでない。
(3) 本条の規定に基づく犯罪について有罪とされた者は，陪審によらない有罪判決により，クラス C 罰金及び継続して犯罪をなしている場合はその犯罪が継続している 1 日当たりクラス E 罰金が科せられる。

第 95 条　パートナーシップ及び法人による犯罪
(1) (3)に基づくパートナーの義務を侵すことなく，パートナーシップによって犯されたと申し立てられている本法に基づく犯罪の訴訟手続は，その企業の名称の下に当該パートナーシップに対して提起されるものであり，そのパートナーの名称の下にではない。
(2) (1)に従って提起される訴訟手続における有罪判決によりパートナーシップに対して科される罰金は，当該パートナーシップの資産から支払われる。
(3) パートナーシップが本法に基づく犯罪について有罪である場合は，その犯罪行為を知らなかったこと又は当該犯罪行為を防ごうとしていたことを証明することができる者以外のすべてのパートナーも，その犯罪について有罪であって訴訟手続の対象となり，しかるべく罰せられる。
(4) 法人によってなされた本法に基づく犯罪が，その犯罪の発生時に，当該法人の取締役，管理職，秘書役又はその他これに類する幹部若しくはそのような資格をもって行為していた者の同意又は黙認により又は怠慢の結果なされたものであることが証明される場合は，当該人(及び法人)は犯罪について有罪であって訴訟手続の対象となり，法人によってなされた犯罪で有罪として罰せられる。

第 VII 部　雑則及び一般規定

第 97 条　アイルランド記章の許可のない使用

(1) 何人も，大臣の許可を得ないで，その者がアイルランドの記章を使用することを正当に承認されたものと信じさせる虞があるような方法で，パリ条約第 6 条の 3 に基づいて通知されているアイルランドの記章又はアイルランドの記章に酷似した記章を如何なる業務に関しても使用してはならない。

(2) (1)の規定に違反する者は，犯罪について有罪であるものとし，陪審によらない有罪判決により，クラス C 罰金及び継続して犯罪をなしている場合はその犯罪が継続している 1 日当たりクラス E 罰金が科せられる。

(3) 大臣は，如何なる者も(1)の規定に違反することを抑制する差止命令を高等裁判所に請求することができる。

(4) 本条における何れの規定も，当該記章を含む登録商標の所有者がその商標を使用する権利に対して影響を及ぼすものではない。

(5) (1)に基づき禁止されている行為を抑制する手続において又は(2)に基づく執行において，その記章が記章である旨の，長官の署名がなされたとされる証明書は，そうでないことが証明されない限り，その内容についての十分な証拠となる。

第 98 条　アイルランド原産を示す商標の不正使用

大臣は，アイルランドにおいて栽培，生産又は製造されていない商品に関して，当該商品に使用又は適用されている商標，標章又は説明であって，アイルランドで栽培，生産又は製造されたことを示し又は示唆するものの登録，使用又は適用を禁止し，制限し又は刑罰を科すことに対して大臣が適正と認めるような法的手段を，訴訟若しくは告発又は他の法的手段の何れかを問わず，アイルランド国外の場所で取ることができる。

第 99 条　商標の使用の立証責任

本法に基づく民事訴訟手続において，何人かによる登録商標の使用に関して問題が発生した場合は，その使用に関する立証責任は当該商標所有者が負う。

第 100 条　経過規定

第 3 附則の規定は，1963 年法に基づき登録された商標の取扱及び本法の施行時に当該従前の法律に基づき係属している登録出願及びその他の手続を含む経過的事項について効力を有する。

第 101 条　領海及び大陸棚

疑義の回避のために，本法は，次の水域，すなわち，アイルランドの領海を構成する海上の水域，アイルランドの内海又は内水が 1959 年の海事法第 5 条の規定により拡張されている全領海の水域及び 1968 年の大陸棚法第 1 条の規定の意味する範囲内における現に指定区域であるすべての区域の水域に適用される旨を，ここに宣言するものである。

第 102 条　既存法の改正及び適用

(1) 本法の施行の前に承認された立法において，また，本法の施行の前に立法化された規定において，1963 年法の意味する範囲内で，商標又は登録商標というときは，文脈上別段の要求がされない限り，本法の施行の後においては，本法の意味する範囲内での商標又は登録商標をいうものと解釈する。

(2) 1978 年の消費者情報法第 24 条の規定において，次のとおりとする。

(a) 「1963 年商標法」の語については，同条(c)の規定における場合を除き，この語をすべて「1996 年商標法」の語に置き換える。また

(b) 同条(c)の「商標の登録使用者として 1963 年商標法第 36 条の規定に基づき登録された者」の語は，「登録商標の場合は，それを使用することを許諾された者」に置き換える。

第 1 附則　団体標章（第 54 条）

1. 総則

本法の規定は，本附則の以下の規定に従うことを条件として，団体標章について適用する。

2. 団体標章を構成することができる記号

団体標章に関し，第 6 条(1)の規定において 1 の事業の商品又はサービスを他の事業のそれらのものから識別するというときは，その標章所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の事業のそれらのものから識別することをいうものと解する。

3. 原産地表示

(1) 第 8 条(1)(c)の規定に拘らず，取引において商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ記号又は表示からなる団体標章は，登録することができる。

(2) ただし，(1)にいう標章の所有者は，工業上又は商業上の事項(特に地理的名称を使用する権限を有する者の場合)における公正な慣習に従った当該記号又は表示の使用を禁止する権限を有さない。

4. 特徴又は意味について誤認を生じさせない標章

(1) 団体標章は，その標章の特徴又は意味について公衆に誤認を生じさせる虞がある場合，特に団体標章以外の何らかのものと誤認させる虞がある場合は，登録されない。

(2) これに応じて，長官は，団体標章としての登録のためになされる出願に係る標章には，それが団体標章である旨の何らかの表示を含ませるよう要求することができるものとし，また，第 44 条(3)に拘らず，出願をそのような要件を満たすように補正することができる。

5. 団体標章の使用を管理する規約

(1) 団体標章の登録出願人は，当該標章の使用を管理する規約を長官に提出しなければならない。

(2) その規約は，当該標章の使用を許可された者，その団体の構成員の条件及びそれらがある場合は当該標章の悪用に対する制裁を含む当該標章の使用条件を定めなければならない。

(2A) 団体標章の使用を管理する規約は，その商品又はサービスがその標章に係る地域を原産地とする全ての者に対し，当該人が規約の他の全ての条件をみたすことを条件として，標章の所有者である団体の構成員となる権限を与える。

(3) 規約が必要とされる更なる事項については，規則によって規定を定めることができる。

6. 長官による規約の承認

(1) 団体標章は，当該標章の使用を管理する規約が次のことを満たさない限り，登録されない。

(a) 5(2)の規定及び規則により課される更なる要件を満たしていること，及び

(b) 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反さないこと

(2) 団体標章の登録出願日の後であって所定の期間の満了前に，出願人は，当該規約を長官に提出し，かつ，所定の手数料を納付しなければならない。また，出願人がそのようにしな

かった場合は，当該出願は取り下げられたものとみなされる。

7.
(1) 登録のための(6 に規定されたもの以外の)要件が満たされていることが長官にとって明らかである場合は，長官は，6(1)に規定する事項を考慮するものとし，また，次の処置をとることができる。
(a) 出願を受理すること
(b) (規約の修正又はその他の事項を含む)条件に従うことを条件として，その出願を受理すること，又は
(c) その受理を拒絶すること
(2) 長官が特定の条件に従うことを条件として出願を受理し，かつ，それらの条件が所定の期間内に満たされる場合は，長官は，第 43 条に従って公報に公告する手続を取る。
(3) 長官が特定の条件に従うことを条件として出願を受理し，それらの条件が所定の期間内に満たされない場合は，当該出願は取り下げられたものとみなされる。

8.
(1) 当該標章の使用を管理する規約は，公衆の閲覧に供されるものとし，かつ，6(1)に定める事項に関して，異議申立の通知をし又は意見を提出することができる。
(2) 本項の規定は，出願に対し異議申立をし又は意見を提出することができる他のあらゆる理由に付加される。

9. 閲覧に供すべき規約
登録団体標章の使用を管理する規約は，登録簿と同じ方法で公衆の閲覧に供される。

10. 規約の修正
登録された団体標章の使用を管理する規約が修正された場合には，修正後の規約は，修正された規約が長官に提出され，長官によって受諾され，かつ，規約修正に関する記事が登録簿に登録されない限り又は登録されるまでは，効力を有さない。

11. 侵害訴訟手続:許可を受けた使用者の権利
(1) 許可を受けた使用者と標章所有者との間に別段の取決がある場合はそれに従うことを条件として，本項の規定は，登録団体標章の権利侵害に関して効力を有する。
(2) 許可を受けた使用者は，自己の利益に影響を及ぼすすべての事項に関して，侵害訴訟手続をとるよう標章所有者に要求する権限を有する。
(3) 如何なる協定の規定も損なうことなく，授権使用者は，商標所有者の同意を得る場合に限り，商標侵害に対する訴訟を提起することができる。
(4) 侵害訴訟手続が(3)により提起される場合は，次のとおりとする。
(a) 許可を受けた使用者は，標章所有者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り，裁判所の許可を得ないで当該訴訟手続を進めることができない。また
(b) 被告として加えられる標章所有者は，自己が当該訴訟手続に参加しない限り，その訴訟における如何なる費用も負担する責任を負わない。

(5) (4)における如何なる規定も，許可を受けた使用者のみによる請求に基づく仮救済を認めることに影響を及ぼすものではない。
(6) 登録団体標章の所有者により提起された侵害訴訟手続の過程において，許可を受けた使用者が被った又は被る虞のあったすべての損害が，裁判所によって斟酌される。また，裁判所は，原告がその使用者のために金銭的救済の受取金を確保する範囲について，適正と判断する指示を与えることができる。
(7) 授権使用者は，同人が被った損害に対する補償を得るために，登録された団体標章の所有者が提起する侵害訴訟に参加する権利を有する。

12. 登録取消の理由

第51条に定めた取消理由のほかに，団体商標の登録は下記事情によって取り消される。
(a) 授権使用人によるその商標の使用形式が，4(1)にいう形式において公衆を誤認させることになったこと，又は
(b) 所有者が，登録簿に記載されている修正を含め，標章の使用を管理する規約に定められている条件と相いれない方式で標章が使用されることを防止するための合理的手段をとらなかったこと，又は
(c) 使用規約が修正された結果，その規約が
(i) 5(2)及び規約によってよって課せられる条件に沿わないものとなっていること，ただし，商標所有者が規約を更に修正し，第1附則の要件を満たしている場合を除く。又は
(ii) 公の秩序又は承認されている道徳原理に反するものとなっていること

13. 登録無効の理由

第 52 条に定められている無効理由に加え，取引において商品又はサービスの原産地を示すことができる記号又は表示に関する第 8 条(1)(c)の除外に適合する場合には，団体商標の登録は，その標章が 4(1)又は 6(1)の規定に反して登録されていたことを理由として無効の宣言をする。ただし，標章の所有者が更に使用規約を修正して，第 1 附則の要件を満たすときは，この限りでない。

第 2 附則　証明標章（第 55 条）

1. 総則

本法の規定は，本附則の以下の規定に従うことを条件として，証明標章について適用する。

2. 証明標章を構成することができる記号

証明標章に関し，第 6 条(1)において 1 の事業の商品又はサービスを他の事業のそれらのものから識別するというときは，証明された商品又はサービスを証明されていないものから識別することをいうものと解する。

3. 原産地表示

第 8 条(1)(c)の規定に拘らず，取引上商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ記号又は表示からなる証明標章は，登録することができる。
ただし，当該標章の所有者は，工業上又は商業上の事項における，特に地理的名称を使用する権限を有する者による，公正な慣習に従った当該記号又は表示の使用を制限する権限を有さない。

4. 所有者の事業の性質

自然人又は公法の管理を受けている組織，機関及び団体を含む法人は，証明標章の出願をすることができる。ただし，当該の者が，証明される種類の商品又はサービスの供給に関する事業を行っていないことを条件とする。

5. 特徴又は意味について誤認を生じさせない標章

(1) 証明標章は，その標章の特徴又は意味について公衆に誤認を生じさせる虞がある場合，特に証明標章以外の何らかのものと誤認させる虞がある場合は，登録されない。
(2) これに応じて，長官は，証明標章としての登録のためになされる出願についての標章には,それが証明標章である旨の何らかの表示を含ませるよう要求することができるものとし，また，第 44 条(3)に拘らず，出願をそのような要件を満たすように補正することができる。

6. 証明標章の使用を管理する規約

(1) 証明標章の登録出願人は，当該標章の使用を管理する規約を長官に提出しなければならない。
(2) その規約は，当該標章の使用を許可された者，当該標章により証明されるべき特徴，証明を行う者が当該特徴を試験する方法及び当該標章の使用を管理する方法，(存在する場合は)当該標章の運用に関連して納付すべき手数料並びに紛争を解決するための手続を表示しなければならない。
(3) 規約が必要とされる更なる事項については，規則によって規定を定めることができる。

6A.

第 16A 条において言及する使用についての要件は，証明標章の真正使用が，それについての使用権限を有する者によって行われている場合は，満たされているものとする。

7. 大臣による規約の承認，等

(1) 証明標章は，大臣が次の事項に納得しない限り，登録されない。

(a) 標章の使用を管理する規約が，次のとおりであること

(i) 6(2)の規定及び規則により課される更なる要件を満たしていること，及び

(ii) 公の秩序又は一般に容認されている道徳原理に反さないこと

(b) 当該出願人が，その標章が登録されることになる商品又はサービスを証明する権限を有すること

(2) (1)における以外の登録要件に合致していることが長官にとって明らかな場合は，長官は，出願人に当該出願手続を進めることを認める。

(3) 手続することを許される所定の期間内に，出願人は，(これが未だなされていない場合は)当該規約を提出し，かつ，所定の手数料を支払わなければならないものとし，出願人がこれをしない場合は，当該出願は取り下げられたものとみなされる。

8.

(1) 大臣は，7(1)にいう事項を斟酌し，当該登録出願が受理されるか，(規則の修正又はその他方法についての)条件に従うことを条件として受理されるか又は受理されないことを指示することができる。

(2) 大臣がその出願の受理を指示し，また，すべての条件が所定の期間内に満たされる場合は，長官は，第 43 条の規定に従って手続を進める。

(3) 大臣が特定の条件に従うことを条件として出願を受理し，それらの条件が所定の期間内に満たされない場合は，当該出願は取り下げられたものみなされる。

9.

規約は公告され，出願に対し異議申立をし又は意見を提出することができる他のあらゆる理由に加えて，7(1)の規定にいう事項に関して異議申立の通知をし又は意見を提出することができる。

10. 閲覧に供すべき規約

登録証明標章の使用を管理する規約は，登録簿と同じ方法で公衆の閲覧に供される。

11. 規約の修正

(1) 登録証明標章の使用を管理する規約の修正は，大臣がその修正に同意し，かつ，その修正された規約が長官に提出されない限り及びそれまでは，効力を生じない。

(2) 大臣は，(1)に基づく同意の請求を，そうすることが適切と判断する場合は，公告させることができる。

(3) 何人も，当該請求が公告された日から所定の期間内に，請求に対する異議申立の通知を大臣に提出することができるものとし，当該通知は所定の方法で書面により提出し，かつ，異議申立の理由の陳述を含めなければならない。

(4) 大臣が(1)にいう修正に同意した後，長官は，修正された当該規約が長官に提出されたときに，公報において通知を公告する。

12. 登録証明標章の譲渡に対する同意

登録証明標章の譲渡又はその他の移転は，大臣の同意がない限り，効力を生じない。

13. 侵害訴訟手続:許可を受けた使用者の権利

(1) 許可を受けた使用者と標章所有者との間に別段の取決がある場合はそれに従うことを条件として，本項の規定は，登録証明標章の権利侵害に関して効力を有する。

(2) 許可を受けた使用者は，自己の利益に影響を及ぼすすべての事項に関して，侵害訴訟手続をとるよう標章所有者に要求する権限を有する。

(3) 標章所有者が，(2)の規定に従う侵害訴訟手続を提起するよう要求された後 2 月以内に，そうすることを拒否し又は手続を取らない場合は，許可を受けた使用者は，その標章所有者に代わって，自己の名義で訴訟手続を提起することができる。

(4) 侵害訴訟手続が(3)の規定により提起される場合は，次のとおりとする。

(a) 許可を受けた使用者は，標章所有者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り，裁判所の許可を得ないで当該訴訟手続を進めることができない。また

(b) 被告として加えられる標章所有者は，自己が当該訴訟手続に参加しない限り，その訴訟における如何なる費用も負担する責任を負わない。

(5) (4)の如何なる規定も，許可を受けた使用者のみによる請求に基づく仮救済を認めることに影響を及ぼすものではない。

(6) 登録証明標章の所有者により提起された侵害訴訟手続の過程において，許可を受けた使用者が被った又は被る虞のあるすべての損害が，裁判所によって斟酌される。また，裁判所は，原告がその使用者のために金銭的救済の受取金を確保する範囲について，適正と判断する指示を与えることができる。

14. 登録の取消理由

(1) 第 51 条に規定された取消理由とは別に，証明標章の登録は，次の理由により取り消すことができる。

(a) 標章所有者が，4 の規定にいう事業を始めていること，又は

(b) 標章所有者による標章の使用態様が，当該標章を 5(1)の規定にいう態様で公衆に誤認させる虞があるものにしていること，又は

(c) 標章所有者が,標章の使用を管理する規約を遵守せず又は遵守を保証しなくなったこと，又は

(d) 当該規約が修正された結果，その規約が次の状態になったこと

(i) 6(2)の規定及び規則により課される追加の要件を満たさなくなったこと，

(ii) 公の秩序又は容認されている道徳原理に反するものとなったこと，又は

(e) 標章所有者が，その標章が登録される商品又はサービスを証明する権限を有さなくなったこと

(2) (1)(c)，(d)又は(e)にいう理由に基づく取消請求は，大臣に対して行う。

(3) 本項の適用上，第 51 条(6)において長官又は高等裁判所というときは，大臣をいうものと解する。

15. 登録の無効理由

(1) 第 52 条に規定された無効理由とは別に，証明標章の登録は，当該標章が 4，5(1)又は7(1)の規定に違反して登録されたことを理由として，無効の宣言をすることができる。

(2) 7(1)の規定に違反して登録されたことを理由とする無効の宣言書を求める請求は，大臣に対して行う。

16. 大臣の職務に関する一般規定

(1) 第69条から第74条までの規定は,長官及び長官の職務に関して適用されるのと同様に,本附則に基づく大臣及び大臣の職務に関しても適用される。

(2) 第 79 条の規定は，長官の決定に関して適用されるのと同様に，本附則に基づく大臣の決定に関しても適用される。

(3) 大臣は，本附則に基づく自己のすべての職務の免責を目的として，大臣にとってその種の事項に対し経験を有していることが明らかな団体又は個人にある事項を照会することができるものとし，また，大臣の決定の過程において，それらの者の報告又は助言を参酌することができる。

第 3 附則　経過規定（第 100 条）

1. 序

(1) 本附則において，
「施行」とは，本法の施行をいう。
「既存の登録標章」とは，1963 年法が意味する範囲内で，施行の直前に，その法律に基づいて登録された商標又は証明商標をいう。
「従前の登録簿」とは，1963 年法に基づいて維持管理されていた商標の登録簿をいう。
「従前の法律」とは，1963 年法及び施行の直前に既存の登録標章に適用されていたその他の立法又は法律の規則をいう。
「新登録簿」とは，本法に基づき維持管理される商標の登録簿をいう。
(2) 本附則の適用上，なされていたが施行の前には未決であった出願は，施行時に係属中として取り扱われる。

2. 既存の登録標章

(1) (従前の登録簿の A 部又は B 部の何れかに登録されていた)既存の登録標章は，施行の時に新登録簿に転記されるべきものとみなし，本附則の規定に従うことを条件として，本法に基づき登録されたものとして効力を有する。
(2) (1)の規定は，当該標章それ自体に適用するのと同様に，既存の登録標章に関するすべての記入事項に適用する。
(3) 既存の登録標章がその他の標章と連合することを示す記入事項は，施行の時に効力を失う。
(4) 施行の直前に既存の登録標章について従前の登録簿に記入された条件は，施行により効力を失う。また，施行の時に係属中の 1963 年法第 41 条(条件の不履行のため登録の抹消又は変更の請求)の規定に基づく手続は，(新登録簿においてなされる何らかの所要の変更をもって)従前の法律に基づき処理される。
(5) 施行の直前に既存の登録標章について従前の登録簿に記入され，かつ，効力を有していた権利の部分放棄又は限定は，新登録簿に転記されるべきものとみなし，第 17 条の規定に従って新登録簿に記入されたものとして効力を有する。

3. 登録の効力:侵害

(1) 第 13 条から第 16 条まで(登録の効力)は，施行の時から既存の登録標章について適用するものとし，第 18 条(侵害訴訟)は，(3)に従うことを条件として，施行の後に既存の登録標章の侵害について適用する。
(2) 1937 年の法解釈法の運用に影響を及ぼすことなく，従前の法律は，施行の前に犯された侵害について引き続き適用する。
(3) 従前の法律に基づく既存の登録標章の侵害に該当しなかった使用を施行の後に継続することは，次の標章又は商標の侵害とはならない。
(a) 既存の登録標章，又は
(b) 識別性のある要素が既存の登録標章のそれと同一又は実質的に同一で，かつ，同一の商品又はサービスに登録されている登録商標

4. 侵害商品，素材又は物品

第 20 条(侵害商品，素材又は物品の引渡命令)は，施行の前に作られたものでも施行の後に作られたものでも，侵害する商品，素材又は物品に適用される。

5. ライセンシー又は許可を受けた使用者の権利及び救済

(1) 第 34 条(侵害事件におけるライセンシーの権利に関する一般規定)は，施行の前に許諾されたライセンスに適用するが，ただし，施行の後に犯された侵害についてのみである。

(2) 第 2 附則の 13(6)は，施行の後に犯された侵害についてのみ適用する。

6. 登録商標の譲渡等

(1) 第 28 条(登録標章の譲渡又は移転)は，既存の登録標章に関連して施行の後に生じた取引及び事件について適用する。また，従前の法律は，施行の前に生じた取引及び事件について引き続き適用する。

(2) 施行の時に係属中の 1963 年法第 33 条の規定に基づく登録請求(登録標章の譲渡又はその他の移転)は，第 29 条に基づく登録請求として取り扱われるものとし，また，長官が当該請求人に対し当該請求を本法の要件に従ったものに補正するよう要求することができること以外は，これに従って手続される。

(3) 長官によって決定されたが，施行の前に最終的な決定に至らなかった 1963 年法第 33 条に基づく登録請求は，従前の法律に基づき処理される。

(4) ある者が，施行の前に譲渡又は移転により，ある既存の登録標章に関する権限を取得したが，自己の権限を登録する請求をしていなかった場合は，施行の後の登録請求は，第 29 条に基づきなされる。

(5) (3)の規定の結果として，従前の登録簿になされなかった記入事項は，2 の適用上，既存の登録標章に関する記入事項として取り扱われる。

7. 登録標章のライセンス許諾

(1) 第 32 条及び第 33 条(2)(登録標章のライセンス許諾:許諾者の権限承継人に対する排他的ライセンシーの権利)は，施行の後に許諾されたライセンスについてのみ適用する。また，施行の前に許諾されたライセンスについては，従前の法律を引き続き適用する。

(2) 1963 年法第 36 条(登録使用者)に基づく既存の記入事項は，施行の時に新登録簿に転記されるべきものとみなし，第 29 条に基づき記入されたものとして効力を有する。

(3) 施行の時に係属中の登録使用者として登録するための請求は，第 29 条(1)の規定に基づくライセンスの登録請求として取り扱われるものとし，また，長官が請求人に対し当該請求を本法の要件に従ったものに補正するよう要求することができること以外は，これに従って手続される。

(4) 長官によって決定されたが，施行の前に最終的な決定に至らなかった登録使用者として登録するための請求は，従前の法律に基づき処理されるものとし，また，本段落の規定の結果として，従前の登録簿になされなかった記入事項は，2 の適用上，既存の登録標章に関する記入事項として取り扱われる。

(5) 施行の時に係属中の 1963 年法第 36 条(7)又は(9)(登録使用者の変更又は取消)の規定に

基づく手続は，(新登録簿においてなされる何らかの所要の変更をもって)従前の法律に基づき処理される。

8. 係属中の登録出願

(1) 本項の規定は，商標の登録出願が 1963 年法の意味の範囲内において，施行の時に係属中である場合に適用される。

(2) 9 に従うことを条件として，当該出願は，従前の法律に基づいて取り扱われる(また，当該標章の登録性が決定される)ものとし，その決定の時に，登録されるべきものとなった標章は，本附則の適用上，既存の登録標章として処理される。

(3) 係属中の登録出願を本法の手続規定により続行することができる規定を規則により定めることができる。

9. 係属中の出願の変更

(1) 本項の規定は，施行の時に係属中であった出願が 1963 年法第 26 条の規定に基づき公告されなかった場合に，適用する。

(2) (1)が適用される場合において，出願人が当該標章の登録性を本法の規定に従って決定するよう求める通知を長官に行うときは，長官は，これに応じて，その出願を処理する。

(3) (2)に基づく通知は，所定の様式で，所定の手数料を添えて，施行の後 6 月以内にする。

(4) (2)に基づいてなされた通知は，撤回することができないものであり，また，当該通知に関する出願は，施行の時になされたものとして，かつ，その出願日が施行の日であるものとして取り扱われる。

10. 登録の存続期間及び更新

(1) 第 47 条(1)(原登録の存続期間)は，商標の登録性が本法の規定により決定される場合において適用する。また，従前の法律は，その他の場合に適用する。

(2) 第 47 条(2)及び第 48 条(登録の更新)は，施行の時又は施行の後に当該更新の期日が到来するときに適用する。また，従前の法律は，その他の場合に適用する。

(3) 本項の規定の適用上，請求がいつなされたか又は当該手数料がいつ納付されたかは，重要ではない。

11. 不使用による取消

(1) 施行の時に係属中の 1963 年法第 34 条(不使用の理由により登録簿から抹消すること又は制限を加えること)に基づく請求は，(新登録簿においてなされる何らかの所要の変更をもって)従前の法律に基づき処理される。

(2) (3)に従うことを条件として，第 51 条(1)(a)又は(b)(不使用による取消)に規定される理由で第 51 条(4)に基づく請求は，施行の後はいつでも，既存の登録標章について行うことができる。

(3) 1963 年法第 35 条(周知商標の防衛登録)により登録された既存の登録標章の登録の取消のための第 51 条に基づく請求は，施行の後 5 年を経過するまでは行うことができない。

12. 更正等の請求

施行の時に係属中の 1963 年法第 40 条又は第 42 条(登録簿の訂正又は修正)に基づく請求は，(新登録簿においてなされる何らかの所要の変更をもって)従前の法律に基づき処理される。

13. 既存の登録標章の有効性

従前の法律は，既存の登録標章の登録の有効性に関して引き続き適用する。また，当該登録の有効性についての異議は，本法の要件を満たしていないという理由では，行うことができない。

14. 証明標章

(1) 施行の時に，既存の証明標章の使用を管理する規約の修正のための請求が係属中である場合は，当該請求は，従前の法律に基づき処理される。

(2) (1)の規定において「既存の証明標章」とは，施行の直前に 1963 年法に基づき登録された証明商標をいう。

15. サービスについての商標に関する施行前の出願

(1) 1993 年 1 月 1 日と施行との間の期間において，長官に対してサービスについて商標の登録出願がなされた場合は，本法は，(2)に従うことを条件として，次のとおり効力を有する。

(a) 当該出願が施行の時になされたものとして，かつ，

(b) その出願日が施行の日であったものとして

また，長官は，これに応じて当該出願を処理する。

(2) 1963 年法第 20 条(3)(商品等に関し同一の商標の登録のための別出願)は，(1)の規定の範囲内に入る出願について，次のように適用する。

(a) 商品又は商品の説明への言及をサービスへの言及と置き換えて，かつ，

(b) ただし書を削除して

16.

2006 年特許(改正)法第 45 条により第 61 条(2)に対して行われた改正は，1996 年 1 月 1 日前に開始された商標の真正の使用を継続することに影響しない。

17.

第 63 条に対して 2006 年特許(改正)法第 43 条(c)により行われた改正及び同法第 45 条により行われた改正は，第 63 条が適用され，かつ，世界貿易機関を設立する協定に基づき保護される，商標の真正の使用を 1996 年 1 月 1 日前に開始していた者の権利に影響しない。

18.

欧州連合(商標)規則 2018 年(S. I. No. 561/2018)によって行われた本法の修正事項は，その規則が施行される前に本法に基づいて行われた標章登録出願には適用しない。